

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 5） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税 8）
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の要件を満たしたベンチャー投資を行う事業会社等を対象に、その投資額の 25%を当該事業会社の課税所得から控除するもの。
			《要望の内容》 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置を令和 5 年 3 月 31 日まで延長するとともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。
			《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 13
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 3 年 8 月 分析対象期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		令和 2 年度創設（令和 2 年 4 月 1 日～）
8	適用又は延長期間		2 年間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日まで）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、ウィズコロナ・ポストコロナにおける我が国企業の競争力を強化することを目的とする。
			《政策目的の根拠》 【成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新 SBIR 制度に基づくスタートアップからの政府調達を増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等

		について、引き続き検討を行う。 【成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 (5)スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープンイノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝 【成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 (5)スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープンイノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。 【成長戦略フォローアップ 工程表(令和3年6月18日閣議決定)】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 (5)スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進 【成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新 SBIR 制度に基づくスタートアップからの政府調達を増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等について、引き続き検討を行う。 【経済財政運営と改革の基本方針 2021(令和3年6月18日閣議決定)】 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

			5. 4つの原動力を支える基盤づくり (1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進 スタートアップを生み出し、その規模を拡大する環境の整備を進めるため、兼業の仕組みを改革するとともに、資金調達環境の整備や大企業との取引適正化を始めとした包括的な支援策を講じていく。																											
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げることを目標とする。 上記の目標達成のため、具体的には、他国の例より、事業会社・CVC によるベンチャー投資額の対 GDP 比が、0.060%程度を閾値として、0.120%程度まで上昇していくとの見込みのもと、2023 年までに同投資額の対 GDP 比を 0.060%増加させることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社によるベンチャー投資額の増加に有効な手段である。																												
10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td></td><td>2020 年度</td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td></tr><tr><td>適用事業者数（社）</td><td>77</td><td>238</td><td>322</td><td>433</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>112</td><td>352</td><td>477</td><td>642</td></tr></table>					2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	適用事業者数（社）	77	238	322	433	件数（件）	112	352	477	642									
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度																										
適用事業者数（社）	77	238	322	433																										
件数（件）	112	352	477	642																										
		② 適用額	<table><tr><td></td><td>2020 年度</td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td></tr><tr><td>投資額（億円）</td><td>344. 4</td><td>1750</td><td>2372</td><td>3189</td></tr></table>					2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	投資額（億円）	344. 4	1750	2372	3189														
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度																										
投資額（億円）	344. 4	1750	2372	3189																										
		③ 減収額	1. 減収額試算【国税】 減収額（法人税）＝税制対象投資額×所得控除額×法人税率 <table><tr><td></td><td></td><td>2020 年度</td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td></tr><tr><td>大企業</td><td>減収額（法人税）</td><td>19. 5</td><td>100. 3</td><td>136. 0</td><td>182. 8</td></tr><tr><td>中小企業</td><td>減収額（法人税）</td><td>0. 5</td><td>1. 1</td><td>1. 5</td><td>2. 0</td></tr><tr><td>合計</td><td>減収額（国税）</td><td>19. 9</td><td>101. 4</td><td>137. 4</td><td>184. 8</td></tr></table> （単位：億円） 2. 減収額試算【地方税】 減収額（法人住民税）＝減収額（法人税）×法人住民税率 減収額（法人事業税：所得割）＝所得控除額×法人事業税率（所得割） 減収額（特別法人事業税）＝減収額（法人事業税：所得割）×特別法人事業税率 減収額（法人事業税率：付加価値割）＝所得控除額×法人事業税率（付加価値割）						2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	大企業	減収額（法人税）	19. 5	100. 3	136. 0	182. 8	中小企業	減収額（法人税）	0. 5	1. 1	1. 5	2. 0	合計	減収額（国税）	19. 9	101. 4	137. 4	184. 8
		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度																									
大企業	減収額（法人税）	19. 5	100. 3	136. 0	182. 8																									
中小企業	減収額（法人税）	0. 5	1. 1	1. 5	2. 0																									
合計	減収額（国税）	19. 9	101. 4	137. 4	184. 8																									

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
大企業	減収額(法人 住民税)	1.4	7.0	9.5	12.8
	減収額(法人 事業税:所得 割)	0.8	4.3	5.9	7.9
	減収額(特別 法人事業税)	2.2	11.2	15.2	20.5
	減収額(法人 事業税率:付 加価値割)	1.0	5.2	7.0	9.5
中小企業	減収額(法人 住民税)	0.0	0.1	0.1	0.1
	減収額(法人 事業税:所得 割)	0.2	0.3	0.5	0.6
	減収額(特別 法人事業税)	0.1	0.1	0.2	0.2
	減収額(法人 事業税率:付 加価値割)	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	減収額(地方 税)	5.6	28.3	38.4	51.6
(単位:億円)					
3. 減収額試算【国税+地方税】					
		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
合計	減収額(国税 +地方税)	25.6	129.7	175.8	236.4
(単位:億円)					
(参考)					
(税率)	法人税率	法人住民税 率	法人事業税 率(所得割)	特別法人事 業税率	法人事業税率 (付加価値割)
大企業	0.232	0.070	0.010	2.600	0.012
中小企業	0.216	0.070	0.070	0.370	0.000
税制対象投資額		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
大企業 ※海外スタートアップ投資は大 企業のみが行うと仮定		335.5	1730	2345	3153
中小企業		8.9	20	27	36
(単位:億円)					

			所得控除率:0.25
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:創設時～令和3年4月) ○事業会社等によるベンチャー投資額 1732億円(2019年度)→1789億円(2020年度) ※ベンチャー投資額全体額は、コロナ禍の影響もあり2019年から2020年にかけて約12.6%減少 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への投資額は約241億円であり、これは2020年度の事業会社等による国内ベンチャー投資全体(1789億円)のうちの約14%にあたる。したがって、本税制が措置されていなかった場合と比して本税制により最大約15.5%の投資額の押し上げ効果があったと考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	上述のとおり、本施策により直接的に事業会社等によるベンチャー投資額が押し上げられていると考えられる。更に、本税制による後押しを受けてベンチャー投資を行ったことで、当該事業会社がベンチャー投資のノウハウを蓄積させ、投資への積極性を増していく等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	ウィズコロナ・ポストコロナにおける事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長を実現するためには、我が国のあらゆる事業会社とスタートアップ企業との出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。事業会社が行うベンチャー投資について、税制措置を講じ広く我が国事業会社一般に対して投資インセンティブを付与することは、投資インセンティブの創出につなげることが困難な立法措置や、広く事業会社一般へのインセンティブ付与が困難な補助金等の予算措置と比較しても、当該目的を達成する上で、政策手段として有効である。更に、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるよう制度設計がなされている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした他の支援措置として、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書」が昨年取り纏められた。この措置は、スタートアップ企業側の法的知見の不足を補うことでオープンイノベーションの成功率を向上させその付加価値を最大化するものだが、一方で本措置は事業会社によるスタートアップ企業とのオープンイノベーションの実施を促進するものであり、政策効果が異なる。

		③	地方公共団 体が協力す る相当性	—
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			令和元年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 6(登録免許税:外))
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(以下、「S 特事業計画」)に基づく事業の用に供するため、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を 1/2 とする。 ・所有権の保存登記 1,000 分の 2 (本則 1,000 分の 4) ・所有権の移転登記 1,000 分の 10 (本則 1,000 分の 20) 《要望の内容》 軽減措置の適用期限(令和 4 年 3 月 31 日)を 2 年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第 81 条 (認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減) 租税特別措置法施行規則第 31 条 (認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続) 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)
5	担当部局		経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度創設、平成 28 年度延長、平成 30 年度延長、令和 2 年度延長
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業(以下、「S 特事業」)のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来よりも手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たす一方で、人口減少や少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会情勢の変化に十分に対応できるものとなっていないという問題が全国的に深刻化している状況に鑑みると、中心市街地の活性化は、単に一地域の問題ではなく国として取り組むべき重要課題である。

			こうした考え方のもと、平成 10 年に中心市街地活性化法を制定して以来、国の施策として政府が一体となって中心市街地の活性化を推進する事業に取り組んでおり、平成 18 年には、国としての取組を一層強化すべく、国の責任主体として中心市街地活性化本部を内閣府に設置するとともに、当該本部を中心に関係省庁が緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に施策を展開するための法改正を行った。 さらに、平成 26 年の法改正では、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加等による商機能の衰退に歯止めが掛からない状況を踏まえ、「日本再興戦略」において定められた取組の実施に向けて、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指す民間事業者による事業計画を認定し、重点支援を行う制度を創設。 本制度に基づく重点支援施策により、魅力ある商業施設等の整備を強力に促し、民間投資を喚起させ、中心市街地の活性化に繋げるため、重点支援施策の一翼である本租税特別措置を延長する必要がある。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税率軽減措置の適用対象となる S 特事業は、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、年間来訪者数、年間平均雇用人数、年間売上高のいずれかについて高い数値目標を達成する取組を行うことが要件となっている。具体的には①「年間来訪者数」が中心市街地人口の 4 倍以上であること、②「年間平均雇用人数」が 50 人以上であること、③「年間売上高」が中心市街地年間小売商業販売額の 1% 以上であることが定められている。 法制度上は上記 3 指標のいずれかの達成を求めているところであるが、上記 3 指標はいずれも中心市街地活性化に重要な要素である。したがって、本税率軽減措置の適用においては、S 特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から 5 年間、「年間来訪者数」「年間平均雇用人数」「年間売上高」の 3 指標について経済産業大臣に毎年度の報告をすることが義務付けられており、施設整備後の報告書において、年間来訪者数、年間平均雇用人数、年間売上高の基準を全てクリアする事業者の割合を 100% とすることを目標としている。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、全国の中心市街地における社会・経済状況の変化を踏まえ、国の中心市街地活性化制度を活用する認定市町村における中心市街地を中心に、多世代が暮らし、働く場づくりなど、将来を見据えた再生を図る取組を支援するため、関係省庁の連携した取組の強化を図る必要があるとされているとともに、地域へのインパクト・波及効果の高い事業への重点支援等により民間投資を促進することとされている。 また、本方針を踏まえた「中心市街地活性化促進プログラム」(令和 2 年 3 月 23 日中心市街地活性化本部決定)においても、社会経済情

			勢の変化と進展等に対応した戦略に取り組む必要があるとされている。中でも、中心市街地活性化法に基づき経済産業大臣が認定する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」は、民間投資を一層喚起するために、中心市街地の来訪者・売上高・就業者を相当程度増加させるなど効果が高く、かつ地元住民や自治体の強いコミットメントがある民間プロジェクトに限って重点支援を実施するものである。当該プロジェクトの実施及び継続を中心市街地活性化の起爆剤として民間投資を喚起し、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果をもたらす拠点形成を目標としている。 S 特事業は、事業計画の対象となる市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組を支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すものである。民間投資によって街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。 本租税特別措置等は、建物等の取得に係るコストを低減し、中心市街地全体の魅力向上と賑わい創出を目的とする事業を実施することで、当該事業の採算性を向上させるとともに、中心市街地に更なる民間投資を呼び込む効果をもたらすための措置である。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために必要な投資負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を確かなものとするとともに、担い手を呼び込むことを目的としている。
10	有効性等	① 適用数	平成 27 年度: 6 件 平成 28 年度: 1 件 平成 29 年度: 1 件 平成 30 年度: 1 件 令和元年度: 3 件 令和 2 年度: 1 件 令和 3 年度: 1 件(見込) (経済産業省推計)
		② 適用額	平成 27 年度: 4,446.0 百万円 平成 28 年度: 331.0 百万円 平成 29 年度: 119.0 百万円 平成 30 年度: 242.0 百万円 令和元年度: 1,185.5 百万円 令和 2 年度: 134.8 百万円 令和 3 年度: 1,120.8 百万円 (経済産業省推計) ※事業計画の工事費等から推計
		③ 減収額	平成 27 年度: 887.9 万円 平成 28 年度: 66.2 万円 平成 29 年度: 23.9 万円 平成 30 年度: 242.6 万円 令和元年度: 237.1 万円 令和 2 年度: 27.0 万円 令和 3 年度: 183.1 万円 (経済産業省推計)

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 S 特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から報告することが義務づけられており、R3 年度現時点では、報告書の提出は 13 事業が必要とされている。 今年度当初に提出された令和 2 年度の事業実施効果報告書によれば、この 13 事業のうち「来訪者数」の目標を達成した事業者数は 13 事業(100%)、「年間平均雇用人数」の目標を達成した事業者は 8 事業(62%)、「年間売上高」の目標を達成した事業者数は 10 事業(76%)という達成状況であった。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税率軽減措置で S 特事業のイニシャルコストを軽減し、中心市街地全体の魅力向上と賑わい創出を目的とする事業を実施することで、民間事業者による経済波及効果の高いプロジェクトの効果を高め、更なる民間投資を呼び込む効果が見込まれる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	平成 26 年の中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される。 中心市街地への民間投資は依然として活発ではなくし、空き店舗・未利用地の活用は進まない状況の中、地域経済を牽引する中心市街地について、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような民間プロジェクトに対して支援することで、中心市街地全体に波及する効果が期待されるため。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して本税率軽減措置を重点支援施策の一つとして講ずることが、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととなる。 本税率軽減措置は、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするものではなく、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで適用するものであるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る上で、必要最小限の措置となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	〈政策金融(低利融資)〉 財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売商業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。 (措置名) ・企業活力強化貸付(中小・国民)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中心市街地活性化基本計画は、市町村の中心的な役割を果たしている中心市街地を定め、市町村が内閣総理大臣の認定を受け、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するものである。本租税特別措置を受けるには認定基本計画に事業計画を記載することが必要となり、申請する際の要件として自治体から意見を受ける必要がある。 以上のことから、中心市街地活性化法において、地方公共団体の関

			与を前提としていることから、地方公共団体が本税制の利用について一定の関与を行うことが相当である。
12	有識者の見解		(参考) 中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成 25 年 6 月 4 日、産業構造審議会中心市街地活性化部会) ・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。 今後の中心市街地活性化政策に関する勉強会(平成 30 年 2 月 19 日、第二回) ・投資を郊外ではなく中心部に集約することに、中心市街地活性化政策の意義がある。 ・地方都市に投資しようという流れが縮小している。地域ごとの色が出るような開発の誘導が必要ではないか。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		2025 年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税13) (法人住民税・事業税:義(自動連動)、個人住民税:外(自動連動)、事業所税・車体課税・不動産取得税・固定資産税:外)(地方税3)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 2025 年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、大阪・関西万博の参加者等に課せられる税目につき、税制上の所要の措置を講じる。 《関係条項》 —
5	担当部局		経済産業省 商務・サービスグループ 博覧会推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 3 年 8 月 分析対象期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約において、参加国・参加者に便宜を図ることが求められている。 参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。 《政策目的の根拠》 令和 2 年 12 月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 クールジャパン
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤ 税收減を是認する理由等	我が国における国際博覧会の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトであり、大阪・関西万博の円滑な開催につながる措置を講じることが必要不可欠であるため。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	大阪・関西万博は、2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日までの 6 か月間開催され、150 か国・25 国際機関の出展を目指していることから、会期前の準備期間を通じて相当数の外国法人・非居住者が来日することが予想される。 過去の海外博及び国内博においては、開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援するために、来日する外国公式参加者に係る外国法人及び非居住者の【一定の】万博関連所得、万博に係る家屋・償却資産等を非課税とする必要がある。また、国内企業等からなる非公式参加者も多数の参加が想定されるところ、万博に係る家屋・償却資産等を非課税とすることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援する。 さらに、開催者たる博覧会協会がその業務に供するものとして会場内外に所有する家屋・償却資産等については、大阪・関西万博が我が国にとって重要な国家プロジェクトであることを踏まえれば、その公共的性格が強いものと認められるとともに、それらは会期終了後には撤去される仮設物としての性格が強いということも鑑みれば、それらについては非課税とすることが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制改正要望以外にも、大阪・関西万博の成功裡の開催に向けて、国際博覧会推進本部が 2020 年 12 月に策定した「2025 年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		海外投資等損失準備金の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 14) 法人住民税、法人事業税:義(地方税 10)(自動連動)
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う内国法人に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。
《要望の内容》 令和 4 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 2 年間延長する。			
《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 55 条、第 68 条の 43、同法施行令第 32 条の 2、第 39 条の 72、同法施行規則第 21 条、第 22 条の 45 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 2 項、第 292 条第 1 項第 3 号、同法施行令第 21 条の 6			
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年 8 月 分析対象期間:平成 30 年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」創設(3 年間) 昭和 42 年度 延長(2 年間) 昭和 44 年度 延長(2 年間) 昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2 年間) 昭和 46 年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3 年間) 昭和 48 年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。 昭和 49 年度 延長(2 年間) 昭和 51 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:50%→40%) 昭和 53 年度 延長(2 年間) 昭和 55 年度 延長(2 年間) 昭和 57 年度 延長(2 年間) 昭和 59 年度 延長(2 年間) 昭和 61 年度 延長(2 年間) 昭和 63 年度 延長(2 年間) 平成 2 年度 延長(2 年間) 平成 4 年度 延長(2 年間)

			平成 6 年度 延長(2 年間) 平成 8 年度 延長(2 年間) 平成 10 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:40%→30%) 平成 12 年度 延長(2 年間) 平成 14 年度 延長(2 年間) 平成 16 年度 延長(2 年間) 平成 18 年度 延長(2 年間) 平成 20 年度 延長(2 年間) 平成 22 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:100%→90%) (石炭、木材を除外) 平成 24 年度 延長(2 年間) 平成 26 年度 延長(2 年間) 平成 28 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:90%→70%) 平成 30 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:70%→50%) (開発の積立率:30%→20%) 令和元年度 延長(2 年間)
8	適用又は延長期間		令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリールリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、資源ナショナリズムの高まり等の供給脆弱性を克服するため、エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、我が国の安定供給を確保する。 《政策目的の根拠》 ・エネルギー基本計画(平成 30 年 7 月 3 日閣議決定) 第 2 章 2030 年に向けた基本的な方針と政策対応 第 1 節 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善 我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、資源調達における交渉力の限界等の課題や、資源国やシーレーンにおける情勢変化の影響などを背景として、供給不安に直面するリスクを常に抱えており、エネルギー安全保障の確保は、我が国が抱える大きな課題であり続けている。・・・ また、こうした中で、例えば、海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の

			割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。・・・ 第2節 2030年に向けた政策対応 1. 資源確保の推進 (1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立 資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。・・・ 近年は、資源開発における技術的難易度の高度化・複雑化に加え、中国・インド等、化石燃料需要の増加著しい国々の国営石油企業と我が国資源開発企業との競争がますます激化している。しかしながら、我が国資源開発企業の生産規模や財務基盤は欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さく、国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。一方、エネルギーミックスでは2030年においても化石燃料は一次エネルギー供給の約8割を占める見込みであり、エネルギー小国である我が国において、石油・天然ガス・石炭の安定供給の確保は引き続き重要な課題である。 こうした状況を踏まえれば、石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。・・・ (5) 鉱物資源の安定供給確保 国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネルギーの普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれる一方、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国において必要な鉱物資源の安定供給確保に関する支援策を一層拡充していく必要がある。JOGMECによるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組み、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。 金属鉱物の安定供給確保のためには、供給源の多角化に加え、使用済製品から金属鉱物の回収を着実に進めるとともに、回収技術が確立されていない鉱種についても積極的に技術開発を進めていくことが重要である。また、カントリーリスクの高い地域に偏在する金属鉱物については、代替材料開発や省資源に向けた取組を進めていく。我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給のひっ迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。・・・ ○「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定) 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 1. グリーン社会の実現 (2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策
--	--	--	--

		... 脱炭素社会への円滑な移行を進めつつ、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源開発を含むエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に取り組む。 ... 5. 4つの原動力を支える基盤づくり (6) 経済安全保障の確保等 我が国のサプライチェーンを強靱化していく観点から、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等の先行的な重点項目について必要な措置を実施するとともに、電力、ガス、石油、通信、航空、鉄道、造船を含む海上物流、医療を始めとする重要業種について必要な対策を講ずるべく分析を進める。 ○「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定) 第6章 経済安全保障の確保と集中投資 1. 経済安全保障政策の推進 (2) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上 半導体、医薬品、電池、レアアースを含む重要鉱物等の先行的な重点項目とともに、基幹的なインフラ産業において不可欠な物資・技術について、サプライチェーンの分析を進め、国内における生産能力の確保・強化や調達の多元化など、サプライチェーンの強靱化に必要な対策を検討する。 5. レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン レアアースを含む重要鉱物の開発や生産拠点の多元化を進めるとともに、医薬品等国民が健康な生活を行う上で重要な製品について、サプライチェーンの強靱化を推進する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定)。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 我が国企業による投資が維持・促進されることで、自主開発比率等の向上に繋がり、我が国に必要な資源の安定供給の確保に寄与する

			ことになる。																																	
10	有効性等	① 適用数	○適用数 (単位:件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成 30</td><td>令和 1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table> ※平成 30 年度～令和元年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 204 回国会提出)における実績を引用。 ※令和 2 年度～令和 5 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。	年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	適用件数	2	3	3	3	3	3																			
		年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5																												
		適用件数	2	3	3	3	3	3																												
② 適用額	○適用額 (単位:億円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成 30</td><td>令和 1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用額</td><td>181</td><td>66</td><td>91</td><td>113</td><td>90</td><td>98</td></tr></table> ※平成 30 年度～令和元年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 204 回国会提出)における実績を引用。 ※令和 2 年度～令和 5 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。	年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	適用額	181	66	91	113	90	98																					
年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5																														
適用額	181	66	91	113	90	98																														
③ 減収額	○減収額 (単位:億円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成 30</td><td>令和 1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>国税</td><td>42</td><td>15</td><td>21</td><td>26</td><td>21</td><td>23</td></tr><tr><td>地方税</td><td>5.4</td><td>2.0</td><td>2.7</td><td>3.4</td><td>2.7</td><td>2.9</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>5.4</td><td>2.0</td><td>2.7</td><td>3.4</td><td>2.7</td><td>2.9</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> ※平成 30 年度～令和元年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 204 回国会提出)における実績を引用。 ※令和 2 年度～令和 5 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。	年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	国税	42	15	21	26	21	23	地方税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9	法人住民税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9	法人事業税	－	－	－	－	－	－
年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5																														
国税	42	15	21	26	21	23																														
地方税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9																														
法人住民税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9																														
法人事業税	－	－	－	－	－	－																														

	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○石油・天然ガスの自主開発比率(注 1) 平成 27 年度: 27.2% 平成 28 年度: 27.4% 平成 29 年度: 26.6% 平成 30 年度: 29.4% 令和元 年度: 34.7% (達成率:86.8%) ○鉱物資源(ベースメタル)の自給率(注 2) 平成 27 年度: 52.1% 平成 28 年度: 51.3% 平成 29 年度: 50.6% (達成率:63.3%) 平成 30 年度: 50.2% (達成率:62.8%) 令和元 年度: 集計中 (注 1)石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する 引取量及び国内生産量の割合。 (注 2)鉱物資源 (ベースメタル) の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計(経産省)及び貿易統計(財務省)による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 204 回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、平成 29 年度～令和元年度の平均で 3 社、また、本制度の適用額は、平成 29 年度～令和元年度の平均で 90 億円となっている。この間、法人実効税率は約 30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1 社あたり年間で約 10 億円ものキャッシュフロー改善効果が生じていることになる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。
--	------	--

		⑤ 税収減を是認する理由等	エネルギーや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えている。 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものであるが、我が国に必要な資源の安定供給の確保という公益性に鑑みれば、本制度による税収減は是認されるものと考えられる。 また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。 なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じく独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。 我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。

			なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除制度）がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない。（租税特別措置法第 58 条第 14 項）
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、本措置を通じて自主開発比率等が向上することにより、地域経済に不可欠な資源の安定供給の確保に寄与することとなる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 15） 法人住民税、法人事業税：義（地方税 9）（自動連動）
② 上記以外の税目		所得税、個人住民税：外	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。 《要望の内容》 令和 4 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 3 年間延長するとともに、適用要件の見直しを行う。 《関係条項》 ・法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 58 条、同法施行令第 34 条、同法施行規則第 21 条の 15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 59 条、同法施行令第 35 条、同法施行規則第 21 条の 16 ・法人税（連結法人） [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 68 条の 61、同法施行令第 39 条の 88、同法施行規則第 22 条の 59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 68 条の 62、同法施行令第 39 条の 89、同法施行規則第 21 条の 16（読替規定） ・所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第 22 条、同法施行令第 14 条、同法施行規則第 9 条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第 23 条、同法施行令第 15 条、同法施行規則第 9 条の 2
5	担当部局		資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 3 年 8 月

		分析対象期間:平成 30 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯	昭和 40 年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3 年間) 昭和 43 年度 延長(2 年間) 昭和 45 年度 延長(1 年間) 昭和 46 年度 延長(3 年間) 昭和 49 年度 延長(3 年間) 昭和 50 年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除) 昭和 51 年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%) 昭和 52 年度 延長(3 年間) 縮減(準備金収入金額基準:14%→13%) 昭和 55 年度 延長(3 年間) 昭和 58 年度 延長(3 年間) 昭和 61 年度 延長(3 年間) 平成 元 年度延長(3 年間) 平成 4 年度 延長(3 年間) 平成 7 年度 延長(3 年間) 平成 10 年度 延長(3 年間) 縮減(準備金収入金額基準:13%→12%) 平成 13 年度 延長(3 年間) 平成 16 年度 延長(3 年間) 平成 19 年度 延長(3 年間) 平成 22 年度 延長(3 年間) 平成 25 年度 延長(3 年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%) 平成 28 年度 延長(3 年間) 拡充(準備金積立据置期間の延長:3 年→5 年) 縮減(減耗控除限度額の所得基準:翌期繰越欠損金控除後額に変更等) 令和元年度 延長(3 年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件:出資比率 50%以上→議決権比率 50%以上) 縮減(海外自主開発法人要件:鉱石引取率 30%→40%)
8	適用又は延長期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(3 年間)
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリーリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、

	同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する。 《政策目的の根拠》 ○「エネルギー基本計画(第5次)」(平成30年7月3日閣議決定) 第2章. 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第1節. 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善 ・・・海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。 第2節. 2030年に向けた政策対応 1. 資源確保の推進 (1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立 資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。・・・ ・・・石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。・・・ (5) 鉱物資源の安定供給確保 ・・・JOGMECによるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組み、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。・・・ ・・・我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給のひっ迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。・・・ ○「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣
--	--

		議決定) 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 1. グリーン社会の実現 (2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策 ... 脱炭素社会への円滑な移行を進めつつ、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源開発を含むエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に取り組む。 ... 5. 4つの原動力を支える基盤づくり (6) 経済安全保障の確保等 我が国のサプライチェーンを強靱化していく観点から、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等の先行的な重点項目について必要な措置を実施するとともに、電力、ガス、石油、通信、航空、鉄道、造船を含む海上物流、医療を始めとする重要業種について必要な対策を講ずるべく分析を進める。 ○「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定) 第6章 経済安全保障の確保と集中投資 1. 経済安全保障政策の推進 (2) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上 半導体、医薬品、電池、レアアースを含む重要鉱物等の先行的な重点項目とともに、基幹的なインフラ産業において不可欠な物資・技術について、サプライチェーンの分析を進め、国内における生産能力の確保・強化や調達の多元化など、サプライチェーンの強靱化に必要な対策を検討する。 5. レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン レアアースを含む重要鉱物の開発や生産拠点の多元化を進めるとともに、医薬品等国民が健康な生活を行う上で重要な製品について、サプライチェーンの強靱化を推進する。 ○「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日策定) 4. 重要分野における「実行計画」 (1) 洋上風力・太陽光・地熱産業(次世代再生可能エネルギー) i) 洋上風力 ② 投資促進・サプライチェーン形成 <今後の取組> ...風車製造に必要であるが特定国依存度の高いレアアース等の原材料の確保に向けた取組を進める。 (5) 自動車・蓄電池産業 ③ 蓄電池 <今後の取組> イ) 鉱物資源の確保 蓄電池の製造には、ニッケル、コバルト、リチウム等の鉱物資源が必要であることから、カーボンニュートラル実現に向けた電動化
--	--	--

			の進展等に伴い、関連する鉱物資源の需要拡大が想定される。こうした状況を踏まえ、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)を通じた資源探査、海外権益確保のためのリスクマネー供給、レアメタル備蓄制度の整備等を通じて、我が国企業の鉱物資源の安定的な供給確保を強化する。 ○「資源確保戦略」(平成 24 年 6 月パッケージ型インフラ海外展開関係 第 1 章. 総論 1. 世界的な資源確保競争の激化など資源・エネルギーを巡る国際情勢は益々厳しさを増している。資源の太宗を海外に依存している我が国にとって、産業基盤の維持・強化、経済の繁栄、国民生活の安寧のために、その安定的かつ安価な供給の確保に向けた体制の構築や取組の強化がより一層不可欠となっている。																										
	②	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料																										
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 40%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年に 80%以上に引き上げる」を設定)。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の自主開発比率(金属鉱物資源にあっては自給率)を引き上げることで、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の資源安定供給が確保される。																										
10	有効性等	① 適用数	○適用数 (単位:件数) <table><tr><th>年度 項目</th><th>30</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td><td>27</td><td>25</td><td>26</td><td>26</td><td>26</td><td>26</td><td>26</td></tr><tr><td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td><td>17</td><td>14</td><td>16</td><td>15</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr></table> ※出典:①平成 30～令和元年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)(実績) ②令和 2～6 年度:前 2 年度の平均値(推計) ○利用業種 令和元年度における利用業種については、以下のとおり。 <table><tr><th>業種名</th><th>適用企業数</th></tr></table>	年度 項目	30	1	2	3	4	5	6	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	25	26	26	26	26	26	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	17	14	16	15	16	16	16	業種名	適用企業数
年度 項目	30	1	2	3	4	5	6																						
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	25	26	26	26	26	26																						
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	17	14	16	15	16	16	16																						
業種名	適用企業数																												

					探鉱準備金 又は海外探 鉱準備金	新鉱床探鉱費 又は海外新鉱 床探鉱費				
			鉱業		17 社	11 社				
			パルプ、紙、紙製品製造業		1 社	0 社				
			化学工業		1 社	0 社				
			窯業又は土石製品製造業		4社	3 社				
			非鉄金属製造業		1 社	0 社				
			その他		1 社	0 社				
			総数		25 社	14 社				
		※出典:①平成 30～令和元年度:租税特別措置の適用実態調査 の結果に関する報告書(財務省)(実績) ②令和 2～6 年度:前 2 年度の平均値(推計)								
②	適用額	(単位:億円)								
			年度	30	1	2	3	4	5	6
		項目								
		探鉱準備金又は海外探鉱準備金		462	423	443	433	438	436	437
		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費		164	48	106	77	92	85	89
		※出典:①平成 30～令和元年度:租税特別措置の適用実態調査 の結果に関する報告書(財務省)(実績) ②令和 2～6 年度:前 2 年度の平均値(推計)								
③	減収額	○法人税 (単位:億円相当)								
			年度	30	1	2	3	4	5	6
		項目								
		探鉱準備金又は海外探鉱準備金		107	98	103	100	102	101	101
		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費		38	11	25	18	21	20	21
		※出典:①平成 30～令和元年度:租税特別措置の適用実態調査 の結果に関する報告書(財務省)を基に法人税率 (23.20%)を乗じて算出(実績推計) ②令和 2～6 年度:法人税適用見込額に法人税率(23.20%) を乗じて算出(推計)								
		○法人住民税 (単位:億円相当)								
			年度	30	1	2	3	4	5	6
		項目								
		探鉱準備金又は海外探鉱準備金		14	13	7	7	7	7	7
		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費		5	1	2	1	1	1	1
		※出典:①平成 30～令和元年度:租税特別措置の適用実態調査 の結果に関する報告書(財務省)を基に適用額に 2.99% (法人税割 12.9%相当)を乗じて算出(実績推計)								

			②令和 2～6 年度:適用見込額に 1.62%(法人税割 7%相当)を乗じて算出(推計) ○法人事業税 (単位:億円相当) <table><tr><th>年度 項目</th><th>30</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td><td>22</td><td>21</td><td>22</td><td>21</td><td>21</td><td>21</td><td>21</td></tr><tr><td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td><td>8</td><td>2</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr></table> ※出典:①平成 30～令和元年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に外形標準課税(所得割 0.7%、地方法人特別税率 414.2%及び付加価値割 1.26%)から試算(実績推計) ②令和 2～6 年度:適用見込額を基に外形標準課税(所得割1%、特別法人事業税率 260%及び付加価値割 1.26%)から試算(推計)	年度 項目	30	1	2	3	4	5	6	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	22	21	22	21	21	21	21	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	8	2	5	4	4	4	4
年度 項目	30	1	2	3	4	5	6																				
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	22	21	22	21	21	21	21																				
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	8	2	5	4	4	4	4																				
	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (石油・天然ガス) 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030 年までに自主開発比率 40%以上を達成する。 [石油・天然ガスの自主開発比率] 平成 28 年度 令和元年度 27.4%(達成率 68.5%) 34.7%(達成率 86.8%) (非鉄金属) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる。) [鉱物資源(ベースメタル)の自給率] 平成 28 年度 平成 30 年度 51.3%(達成率 64.1%) 50.2%(達成率 62.8%) (ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 [ウランの自主開発比率] 平成 28 年 令和元年 38.3% 40.2% (鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を 30%程度に上昇させる。 [鉄鉱石の自主開発比率] 平成 28 年 令和元年 12.2%(達成率 40.7%) 10.8%(達成率 36.0%) (石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、石炭の自主開発比率は																								

			2030 年に 60%を維持することを目指す。 〔石炭の自主開発比率〕 平成 28 年度 令和元年度 61.1% (達成率 101.8%) 55.7% (達成率 92.8%) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱支出額の比率は概ね 3 割程度となっている。また、石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には 34.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。 金属鉱物における取崩額に対する探鉱支出額の比率は、概ね 9 割程度であることに加え、特別控除による減税相当額の約 5 倍の額を翌年度の準備金として積み立てており、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率は平成 30 年度 50.2%であったが、これは過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず直近の自給率が低下したものの、自給率の中長期トレンドは上昇傾向を示していることから、本制度は有効であると考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立的で予見可能性があることから、政策手段として妥当。 また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。 なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では品位の低下により輸入できなくなった自主開発鉱石が増加傾向にあるなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030 年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進

		めていく上で必要不可欠な制度である。 本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。 なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(措置法第58条第14項)。 予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトに対して、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により民間の出資負担を軽減し、民間の探鉱開発投資を支援するものとして以下事業が存在。 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 経産 03)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継税制に関する検討
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(相続税:外、贈与税:外)(国税 17)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 平成 30 年度税制改正において、非上場株式についての相続税・贈与税の納税猶予各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われた特例措置が創設。令和元年度税制改正においては認定申請時・各種報告時の手続きを見直し等が行われ、令和二年度税制改正では常時使用する従業員の定義の見直し等を行った。 また、令和元年度税制改正において青色申告を行っている個人事業者を対象に、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度(個人版事業承継税制)を創設
			《要望の内容》 法人版・個人版事業承継税制における円滑な事業承継の実施のための措置について検討する。 具体的には、非上場株式等に係る納税猶予制度について、コロナ禍の影響も含め、事業承継の実施状況や本税制の活用状況等を踏まえ、必要な税制措置を検討する。 また、個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度について、事業承継を促進する観点から、同族会社や事業用資産を有しない個人との課税の公平性や、制度の濫用を防止する観点等を踏まえつつ、青色申告書の貸借対照表に計上される事業用資産を対象とすることを検討する。
			《関係条項》 租税特別措置法第70条の6の8から第70条の7の8まで、租税特別措置法施行令第40条の7の8から第40条の8の8まで、租税特別措置法施行規則第23条の8の8から第23条の12の5まで
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成 30 年～令和4年
7	創設年度及び改正経緯		平成14年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 平成15年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成16年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税

			価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成18年度改正 物納手続の改善 平成19年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱) 平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 平成22年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成23年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 平成25年度改正 親族外承継の対象化、雇用の5年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等 平成27年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置 平成29年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等 平成30年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正 贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設 令和2年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し 令和3年度改正 法人版:後継者要件の見直し、個人版:特定事業用資産の範囲の見直し
8	適用又は延長期間		法人版事業承継税制 (一般措置)期限の定めなし。 (特例措置)令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業承継の一層の円滑化により経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては雇用の維持や地域経済の活性化を実現する。 《政策目的の根拠》 ・中小企業基本法 第24条 4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整

			備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業承継の一層の円滑化により経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては雇用の維持や地域経済の活性化を実現する。
10	有効性等	① 適用数	制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。 特例承継計画の提出件数 9,693 件(平成 30 年4月から令和3年6月の集計) 適用見込み 約 3,000 件/年(平成 30 年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定)
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件で推移している。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継を促進することが必要不可欠。

			(円) 休業業・解散件数の推移 <table><thead><tr><th>年</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>13</td><td>34,800</td></tr><tr><td>14</td><td>33,475</td></tr><tr><td>15</td><td>37,548</td></tr><tr><td>16</td><td>41,162</td></tr><tr><td>17</td><td>40,909</td></tr><tr><td>18</td><td>46,724</td></tr><tr><td>19</td><td>43,348</td></tr><tr><td>20</td><td>49,698</td></tr></tbody></table> (資料：東京商工リサーチ「旧廃業・解散企業」動向調査) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成 30 年度税制改正における抜本拡充以来、特例承継計画の提出件数は 9,693 件(平成 30 年 4 月から令和 3 年 6 月の間の集計)となっており、事業承継に一定の貢献をしてきた。	年	件数	13	34,800	14	33,475	15	37,548	16	41,162	17	40,909	18	46,724	19	43,348	20	49,698
年	件数																				
13	34,800																				
14	33,475																				
15	37,548																				
16	41,162																				
17	40,909																				
18	46,724																				
19	43,348																				
20	49,698																				
		⑤ 税収減を是認する理由等	後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。																		
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業の後継者が先代の経営者等から当該中小企業の株式等又は事業用資産の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等又は事業用資産に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。																		
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ＜法律＞ ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例 321 件(令和 3 年 3 月末時点) 金融支援 356 件(令和 3 年 3 月末時点) ＜予算措置＞ ・事業承継・世代交代集中支援事業(令和 3 年度当初予算(16.2 億円)) ・事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和 2 年度第 3 次補正予算(56.6 億円)) ・事業承継総合支援事業(令和 3 年度当初予算 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業 95.0 億円の内数) 事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を																		

			講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置ではない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる業務に関する文書における印紙税の非課税措置の検討						
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	印紙税：外（国税 20）						
		② 上記以外の税目							
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】						
4	内容		《現行制度の概要》 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業者とその支援者への助成業務（独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項 6 号）について、印紙税法別表第 3 により当該業務に係る文書は印紙税法の非課税文書とされる。						
			《要望の内容》 ・今般、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正（令和 3 年 6 月 17 日施行）により、同機構の助成業務の範囲が中小企業者を除く事業者とその支援者へも拡充（同法第 15 条第 2 項 3 号）された。 ・同機構が助成業務について一体的に実施していくためにも、印紙税法の非課税文書の範囲の検討が必要である。						
			《関係条項》 印紙税（印紙税法別表第 3）						
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部企画課						
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： ー 分析対象期間： ー						
7	創設年度及び改正経緯		平成 16 年度 新設 ※平成 16 年 7 月の独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立（旧中小企業総合事業団、旧地域振興整備公団、旧産業基盤整備基金の業務の一部を所管する形で設立）に併せ、印紙税法を改正。 ※中小企業基盤整備機構設立前後の印紙税法上の非課税の取り扱い						
			<table><tr><td>旧</td><td>新</td></tr><tr><td>中小企業総合事業団 別表第 2</td><td rowspan="3">中小企業基盤整備機構 別表第 3</td></tr><tr><td>地域振興整備公団 別表第 2</td></tr><tr><td>産業基盤整備基金 別表第 3</td></tr></table>	旧	新	中小企業総合事業団 別表第 2	中小企業基盤整備機構 別表第 3	地域振興整備公団 別表第 2	産業基盤整備基金 別表第 3
			旧	新					
中小企業総合事業団 別表第 2	中小企業基盤整備機構 別表第 3								
地域振興整備公団 別表第 2									
産業基盤整備基金 別表第 3									
8	適用又は延長期間		恒久措置						

9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ポストコロナを見据え、中小企業者だけでなく中堅企業への成長途上にある企業群(中小企業者を除く事業者)にも必要な助成を行い、事業活動の活性化を支援することで、以てこれらの事業者の中堅企業へ成長を促進する。 《政策目的の根拠》 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
		②	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業者、中小企業者を除く事業者及びその支援者に対して必要な助成を行い、これらの事業者の事業活動の活性化を支援する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
10	有効性等	①	適用数	
		②	適用額	—
		③	減収額	—
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

		⑤	⑤ 税収減を是認する理由等	助成業務により、企業の事業活動の活性化、その成長を後押しし、我が国の経済成長に寄与する。
11	相当性	①	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	印紙税法の非課税文書となっていた独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業者、中小企業者を除く事業者及びその支援者に対する助成業務の対象範囲は全国に及んでいる。 そのため、全国万遍なく政策効果が行き渡る税制措置を検討することが適当。
		②	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 21・地方税 13(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 火災等共済組合及び火災共済協同組合連合（以下、「火災等共済組合等」という。）については、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、正味収入共済掛金の 2%（特例分）の損金算入が認められている。
			《要望の内容》 本税制措置の適用期限を 3 年間(令和 6 年度末まで)延長する。
			《関係条項》 租税特別措置法 第 57 条の 5、第 68 条の 55 租税特別措置法施行令第 33 条の 2、第 39 条の 83
5	担当部局		経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度 火災共済協同組合連合会についても適用(積立率 7%) ・ 無税積立率の変遷 平成 5 年度 5 年間の延長(積立率 5%(本則 2.5%)) 平成 10 年度 3 年間の延長 平成 13 年度 3 年間の延長 平成 16 年度 3 年間の延長 平成 19 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長、積立率 4%(本則 2%) 平成 25 年度 3 年間の延長 平成 28 年度 3 年間の延長 平成 31 年度 3 年間の延長 ・ 洗替保証率の変遷 昭和 36 年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%) 昭和 53 年度 72%(87%)、昭和 54 年度 69%(84%) 昭和 55 年度 66%(81%)、昭和 56 年度 63%(78%) 昭和 57 年度 60%(75%)、平成 28 年度 45%(60%)
8	適用又は延長期間		令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(3 年間)

9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 火災等共済組合等が、異常災害が多発した場合においても共済金の支払いを確実かつ円滑に行うことができるよう、十分な異常危険準備金を予め積み立てることにより財務基盤を強固なものにすることを目的とする。 ※ 中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等の経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。																								
				《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければならない。																								
		②	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化																								
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額（92 億円）以上を積み立て、これを維持する。																								
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与するものであり、有効な手段となっている。																								
10	有効性等	①	適用数	適用件数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本要望対象の組合に係る数値のみを抽出できないため、火災等共済組合報告値等によると次のとおり。 【適用団体数、適用額】 （単位：万円） <table><tr><th></th><th>適用団体数</th><th>適用額</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>4 団体</td><td>8,592</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>3 団体</td><td>8,262</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>3 団体</td><td>8,569</td></tr><tr><td>令和 3 年度見込</td><td>3 団体</td><td>9,070</td></tr><tr><td>令和 4 年度見込</td><td>3 団体</td><td>9,249</td></tr><tr><td>令和 5 年度見込</td><td>3 団体</td><td>9,419</td></tr><tr><td>令和 6 年度見込</td><td>3 団体</td><td>9,606</td></tr></table> ※ 出典：火災等共済組合報告値等		適用団体数	適用額	平成 30 年度	4 団体	8,592	令和元年度	3 団体	8,262	令和 2 年度	3 団体	8,569	令和 3 年度見込	3 団体	9,070	令和 4 年度見込	3 団体	9,249	令和 5 年度見込	3 団体	9,419	令和 6 年度見込	3 団体	9,606
	適用団体数	適用額																										
平成 30 年度	4 団体	8,592																										
令和元年度	3 団体	8,262																										
令和 2 年度	3 団体	8,569																										
令和 3 年度見込	3 団体	9,070																										
令和 4 年度見込	3 団体	9,249																										
令和 5 年度見込	3 団体	9,419																										
令和 6 年度見込	3 団体	9,606																										

		② 適用額	上記のとおり。																																
		③ 減収額	【減収額】(単位:万円) <table><tr><td></td><td>法人税</td><td>法人住民税</td><td>法人事業税</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1,632</td><td>210</td><td>565</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,569</td><td>202</td><td>544</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>1,628</td><td>113</td><td>563</td></tr><tr><td>令和 3 年度見込</td><td>1,723</td><td>120</td><td>597</td></tr><tr><td>令和 4 年度見込</td><td>1,757</td><td>123</td><td>609</td></tr><tr><td>令和 5 年度見込</td><td>1,789</td><td>125</td><td>620</td></tr><tr><td>令和 6 年度見込</td><td>1,825</td><td>127</td><td>632</td></tr></table> ※ 出典:火災等共済組合報告値等		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 30 年度	1,632	210	565	令和元年度	1,569	202	544	令和 2 年度	1,628	113	563	令和 3 年度見込	1,723	120	597	令和 4 年度見込	1,757	123	609	令和 5 年度見込	1,789	125	620	令和 6 年度見込	1,825	127	632
	法人税	法人住民税	法人事業税																																
平成 30 年度	1,632	210	565																																
令和元年度	1,569	202	544																																
令和 2 年度	1,628	113	563																																
令和 3 年度見込	1,723	120	597																																
令和 4 年度見込	1,757	123	609																																
令和 5 年度見込	1,789	125	620																																
令和 6 年度見込	1,825	127	632																																
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 異常危険準備金の額は、最近の異常災害の多発により取崩しが続いたため、減少の一途で低水準になっている。 【異常危険準備金の額の推移】 平成 28 年度 9,324 百万円 平成 29 年度 9,515 百万円 平成 30 年度 6,381 百万円 令和元年度 5,409 百万円 令和 2 年度 5,358 百万円 ※出典：火災等共済組合報告値等 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 上記のとおり、火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与している。																																
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われる。																																
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置における損金算入の特例 2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の 45%（火災共済協同組合連合会にあっては 60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税されることから、必要最低限の措置として妥当である。																																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。																																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるために準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するもの																																

			であることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月 (H30 経産 06)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長																
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	登録免許税: 外(国税 22)																
		② 上記以外の税目	—																
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】																
4	内容		《現行制度の概要》 (1) 対象者 創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の支援を受けた事業を営んでいない個人及び創業後 5 年未満の者 (2) 軽減措置 ① 事業を営んでいない個人が、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置 ② 創業後 5 年未満の創業者が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法第 80 条第 2 項</th><th>措置の内容</th><th>通常の税率・額</th><th>強化法の特例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 号</td><td>株式会社の設立</td><td>0.7%</td><td>0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)</td></tr> <tr> <td>2 号</td><td>合名会社 合資会社の設立</td><td>6 万円</td><td>3 万円</td></tr> <tr> <td>3 号</td><td>合同会社の設立</td><td>0.7%</td><td>0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)</td></tr> </tbody> </table> 《要望の内容》 適用期限を 2 年間の延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 租税特別措置法第 80 条第 2 項 租税特別措置法施行規則第 30 条の 2 第 4 項	租税特別措置法第 80 条第 2 項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例	1 号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)	2 号	合名会社 合資会社の設立	6 万円	3 万円	3 号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)
租税特別措置法第 80 条第 2 項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例																
1 号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)																
2 号	合名会社 合資会社の設立	6 万円	3 万円																
3 号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)																
5	担当部局		中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課																
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和 5 年度																
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年 1 月 20 日 創設 平成 28 年 4 月 1 日 拡充(地域の創業の好循環効果を生み出すとい																

			う観点から、対象者に創業後5年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加) 平成30年4月1日 2年間延長 令和2年4月1日 2年間延長
8	適用又は延長期間		令和4年4月1日～令和6年3月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本の開業率は、令和元年度時点で4.2%と、米国・英国の半分以下となっており、引き続き更なる創業の促進に向けた施策が必要である。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した创业者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。 成長戦略フォローアップ2021(令和3年6月18日閣議決定)において、開業率が米国・英国レベル(10%台)なることを目指すことが示されたところ。また、産業競争力強化法においても創業支援等事業計画により地域での創業の促進をすることを定めている。 《政策目的の根拠》 ○成長戦略フォローアップ2021(令和3年6月18日閣議決定) 《KPI》開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す ○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) (創業支援等事業の実施に関する指針) 第二百二十六条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び創業に関する普及啓発を積極的に行い、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。 ○創業支援等事業の実施に関する指針(平成二十六年総務省、経済産業省告示第一号) 一 目的 この指針は、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。)第二百二十六条第一項の創業支援等事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援等事業の適切な実施を図り、もって地域の資源を活用した創業の促進及び創業に関する普及啓発を通じた創業機運の醸成に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 開業率が米国・英国レベルの10%台になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ2021』(令和3年6月18日閣議決定) 《KPI》開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制

			措置等と一体となって達成するものである。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の創業を総合的に支援し、成長戦略でも掲げられている中長期的に開業率を英米並み(10%程度)にさせ、地域の雇用や社会を支える担い手が増加することにより、地域経済の活性化につなげていく。
10	有効性等	① 適用数	・実績 平成 30 年度 1,120 件 令和元年度 1,360 件 (出典:法務省資料 第 3 表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和 2 年度 1,773 件 (出典:経済産業省資料 認定自治体からの実績報告) ・将来の推計 令和 3 年度 2,141 件 令和 4 年度 2,585 件 令和 5 年度 3,121 件
		② 適用額	・実績 平成 30 年度 73.9 百万円 令和元年度 87.5 百万円 (出典:法務省資料 第 3 表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 平成 2 年度 127.9 百万円 (出典:経済産業省資料 認定自治体からの実績報告) ・将来の推計 令和 3 年度 144 百万円 令和 4 年度 173.9 百万円 令和 5 年度 210 百万円
		③ 減収額	・実績 平成 30 年度 73.9 百万円 令和元年度 87.5 百万円 (出典:法務省資料 第 3 表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和 2 年度 127.9 百万円 (出典:経済産業省資料 認定自治体からの実績報告) ・将来の推計 令和 3 年度 144 百万円 令和 4 年度 173.9 百万円 令和 5 年度 210 百万円

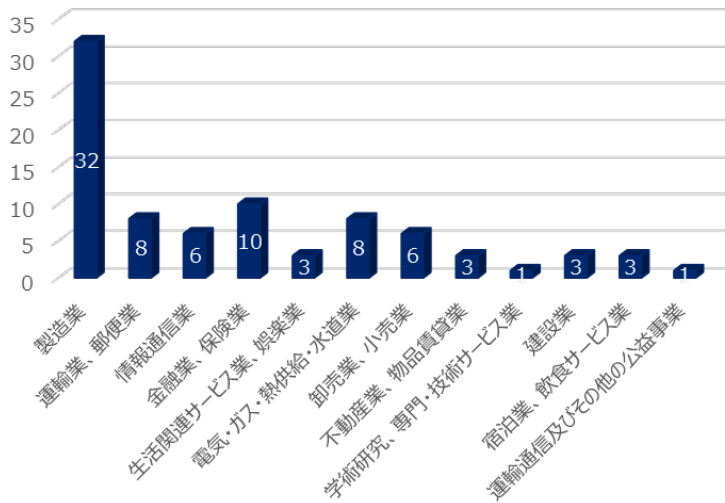
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 開業率(「雇用保険事業年報」(厚生労働省)より) 令和元年度 4.2% 平成30年度 4.4% 平成29年度 5.6% 平成28年度 5.6% 平成27年度 5.2% 平成26年度 4.9% 平成25年度 4.8% 平成24年度 4.6% 平成23年度 4.5% 平成22年度 4.5% 平成21年度 4.7% 開業率(「民事・訟務・人権統計年報」(法務省)及び「国税庁統計年報書」(国税庁)より) 平成30年 4.4% 平成29年 4.5% 平成28年 4.4% 平成27年 4.3% 平成26年 4.2% 平成25年 3.8% 平成24年 3.6% 平成23年 3.5% 平成22年 3.4% 我が国の開業率は米国・英国と比較すると半分程度にとどまっている中で、創業期における大きな課題として、資金調達が挙げられている。 一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させるとともに、予算措置、金融措置等を合わせて講じること、他の先進国並みでの創業を可能とする環境を整備し、創業を促進する。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 我が国における創業手続きにかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	当該税制措置により、創業数の一定の増加が見込まれる。これにより、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化に繋がる。
	11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、我が国における創業の拡大や事業成長を支援するために、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけている「特定創業支援等事業」の修了者を支援するものである。 本措置により、上記のような新たに事業を行う際に要する費用を軽減することで当該取組を支援していくことは、我が国の産業の競争力強化

			のための特例措置として妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	創業関連等保証については、信用保証協会の保証をつけることにより金融機関からの資金の借入を支援するものである。また日本政策金融公庫が実施している新創業融資制度は無担保・無保証人で融資措置が受けられるものである。 本特例措置は、創業手続きにかかるコストの軽減を図るものであり、各支援施策を連携して実施することで創業促進を図る。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長																																																														
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(登録免許税:外)(国税 23)																																																														
② 上記以外の税目		—																																																															
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】																																																														
4	内容		《現行制度の概要》 産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け又は譲渡、会社の設立等といった事業構造の変更をした場合における登録免許税率を以下の表のとおり軽減する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法 第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の税率</th> <th>強化法の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.7%</td> <td>0.5%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6号</td> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>2.0%</td> <td>0.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table>			租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の税率	強化法の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%	船舶	2.8%	2.3%	0.5%
租税特別措置法 第80条第1項			措置の内容	通常の税率	強化法の特例	軽減率																																																											
1号			会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																											
2号			合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																											
(括弧書きの部分)			(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																											
3号	分割	0.7%	0.5%	0.2%																																																													
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%																																																												
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																												
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																												
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%																																																												
		船舶	2.8%	2.3%	0.5%																																																												
《要望の内容》 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の特例措置を令和6年3月31日まで延長する。また、本特例措置の適用要件について、①ROA（総資産利益率）を、事業セグメントの評価により適している ROIC（投下資本利益率）に変更、②有形固定資産回転率を、デジタル化の進展を踏まえ、有形固定資産でないソフトウェアも考慮することとする。																																																																	
《関係条項》 租税特別措置法第80条第1項第1号～第6号																																																																	
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局産業創造課																																																														

6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和3年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年 4 月～令和 6 年 3 月
7	創設年度及び改正経緯		登録免許税率の軽減措置 平成 25 年度創設（平成 26 年 1 月～） 平成 28 年度 2 年間延長 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 （同様の措置を講じていた産活法における要望経緯） 平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長（但し平成 18 年以後、一部縮減） 平成 19 年度 措置拡充（対象計画追加） 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成 22 年度 1 年間延長 平成 23 年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成 24 年度 1 年間延長
8	適用又は延長期間		2 年間(令和4年 4 月 1 日～令和6年 3 月 31 日まで)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るための組織再編・事業再編を行うとともに、それに伴い新商品開発や経営効率化などの新たな取組を行う場合に限り、当該再編に伴い課税される登録免許税を軽減するものである。当該措置を講ずることで我が国事業者の戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力強化を推進していく必要がある。 《政策目的の根拠》 産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号) （目的） 第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法律の計画認定に基づく政策支援を通じ登録免許税の軽減を行うことで、合併や会社分割等に係るコストの低減を図り、企業の事業再編による経営資源の有効活用により、企業の生産性の向上を図る。 具体的には、令和5年度に、事業者の生産性(ROIC(投下資本利益率))を令和3年度より2%ポイント、有形固定資産回転率(売上高/有形固定資産+ソフトウェア)を令和3年度より5%向上させる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 同種の措置を講じていた産活法の認定を受けた企業の生産性向上率は、日本国全体の生産性向上率と比較した場合に高く、当該措置によるコストの低減を通じた政策目的の達成に大きく寄与している。																																
10	有効性等	① 適用数	(単位：件)																																
				2018	2019	2020	2021	2022	2023																										
		件数	8	12	14	14	14	14	14																										
		② 適用額	登録免許税の対象となる額の累計は算定できないが、多くの業種にて活用されている施策である。 【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種】 認定件数（業種別）  <table><caption>認定件数（業種別）</caption><thead><tr><th>業種</th><th>認定件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業</td><td>32</td></tr><tr><td>運輸業、郵便業</td><td>8</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>6</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>10</td></tr><tr><td>生活関連サービス業、娯楽業</td><td>3</td></tr><tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>8</td></tr><tr><td>卸売業、小売業</td><td>6</td></tr><tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>3</td></tr><tr><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>1</td></tr><tr><td>建設業</td><td>3</td></tr><tr><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>3</td></tr><tr><td>運輸通信及びその他の公益事業</td><td>1</td></tr></tbody></table>							業種	認定件数	製造業	32	運輸業、郵便業	8	情報通信業	6	金融業、保険業	10	生活関連サービス業、娯楽業	3	電気・ガス・熱供給・水道業	8	卸売業、小売業	6	不動産業、物品賃貸業	3	学術研究、専門・技術サービス業	1	建設業	3	宿泊業、飲食サービス業	3	運輸通信及びその他の公益事業	1
業種	認定件数																																		
製造業	32																																		
運輸業、郵便業	8																																		
情報通信業	6																																		
金融業、保険業	10																																		
生活関連サービス業、娯楽業	3																																		
電気・ガス・熱供給・水道業	8																																		
卸売業、小売業	6																																		
不動産業、物品賃貸業	3																																		
学術研究、専門・技術サービス業	1																																		
建設業	3																																		
宿泊業、飲食サービス業	3																																		
運輸通信及びその他の公益事業	1																																		
		③ 減収額	(単位：百万円)																																
			2018	2019	2020	2021	2022	2023																											
			546	4,236	4,927	4,927	4,927	4,927																											
			※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記された時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。																																
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間：創設時～平成30年3月) 〇ROA(総資産経常利益率)の実績 平成25年度：4.0%(制度創設) → 令和2年年度 4.6% (法人企業統計)																																

			※これまでは成果目標を ROA としていたため、ROA を用いて分析する 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本施策の前提となるのは事業再編計画であり、認定を受けた事業者に対して直接的に効果があるものである為、マクロデータとの直接的な効果を分析することは困難である。 なお、事業再編計画の認定を受けた事業者は、84 者（全省庁ベース）のうち 83 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 2 年度までに終了した計画（全 27 計画）のうち、20 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。
		⑤ 税収減を是認する理由等	上述のとおり、本施策を活用した事業者においては、生産性向上の実態が観察される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの新たな取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。 本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	登録免許税の軽減措置については、農業競争力強化支援法（第 193 回通常国会で成立）に規定する事業再編計画の認定を受けた事業再編促進対象事業者が、その事業再編計画に基づき行う株式会社の設立等に係る登記に対する登録免許税率を軽減する措置が存在。同法は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するものであるが、一方で、本措置は産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置を講ずるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 24) (法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動))(地方税 23)
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 ①内容 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(以下「5G法」という。)の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、特別償却又は税額控除ができる措置を講じている。 ②対象設備 【全国5G(前倒し整備分であって高度なもの)】 ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) 【ローカル5G】 ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) ・通信モジュール ・交換設備 ・伝送路設備(光ファイバを用いたもの) ③措置内容 取得価額の30%の特別償却又は15%の税額控除 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。 《関係条項》 ・特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第26条 ・租税特別措置法第10条の5の5、第42条の12の6、第68条の15の6の2 ・租税特別措置法施行令第27条の12の6、第39条の47

			租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 2、第 22 条の 33 ・地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局		経済産業省商務情報政策局情報産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		令和 2 年度 創設
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Society 5.0 の実現に向けた基幹インフラである 5G について、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された 5G システムの導入を支援することで、安全・安心な 5G インフラの構築を図る。また、国内通信キャリアが整備する 5G 基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る。 また、令和 4 年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル 5G について、安全性・信頼性の確保された 5G システムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る。 《政策目的の根拠》 ○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号) (目的) 第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。)を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。 ○成長戦略実行計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) 第 2 章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 2. 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G(ビヨンド 5G)の推進 安全・安心な 5G の情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を推進する。今後の産業用途への拡大に必要な多数同時接続や超低遅延の機能が強化された 5G(ポスト 5G)、さらには 6G(ビヨンド 5G)の技術開発を推進する。

			○成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (2)5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 i)安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進 ・低遅延や多数同時接続が可能となる全国5G・ローカル5Gの整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G法に基づく税制支援措置等を行う。 ・5Gについて、我が国のO-RANやvRANの取組に対する5G法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靱性の確保を進めるとともに、我が国企業の5Gに係る製品・システムの海外展開を推進する。 ○経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 2. 官民挙げたデジタル化の加速 (2)民間部門におけるDXの加速 デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。 このため、DXの基盤である5Gの整備計画を税制支援も通じて加速し、地域カバー率を2023年度末に98%まで高めるとともに、ローカル5Gの開発実証等を進める。 ○デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定) ・第五世代移動通信システム(5G)や光ファイバといった高度情報通信ネットワークの整備・維持・充実を図っていく必要がある。 ・5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル5G開発実証を通じた5Gのソリューションの創出に取り組みつつ、携帯電話事業者による5Gのソリューションと併せて、多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度(2022年度)中にその試行を開始する。 ○まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) ・通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を行うとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備を促進し、その整備を加速する。その際、5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により、安全性やオープン性等を確保しつつ推進する。
--	--	--	--

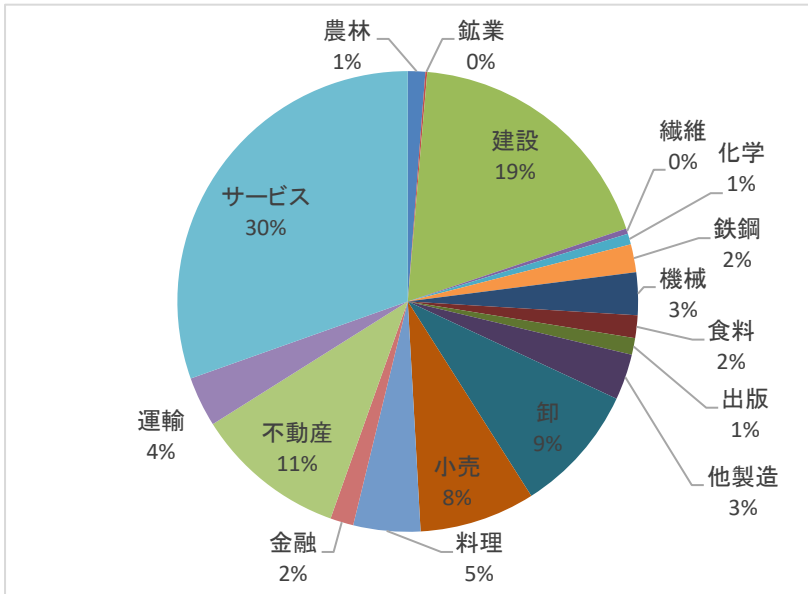
		②	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 データ利活用
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【全国5G】 ベンダーの多様化・オープン化に資する形での5G基地局の導入を支援し、安全・安心な5Gシステムの普及を図る。 【ローカル5G】 商用普及拡大前であるため機器の導入コストが未だ低廉化していないローカル5Gシステムの導入を支援し、円滑な市場拡大と価格の低減を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形での5G基地局の導入は多額の費用を要するため、通信キャリアが自発的に取り組むことが難しいところ、本税制でインセンティブを与えることで、そうした状況が改善されることが見込まれる。 ○ローカル5Gについては、現時点で機器の導入コストが未だ低廉化していないところ、ローカル5G導入による採算性を見込むことが容易ではないことから、本税制で要件を満たした幅広い事業者に対して、ローカル5G設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、ローカル5Gサービスの円滑導入が図られる。
		①	適用数	令和2年度 66件(特別償却:0件、税額控除:66件) 令和3～5年度 精査中
		②	適用額	令和2年度 590百万円 令和3～5年度 精査中
10	有効性等	③	減収額	令和2年度 (法人税)88百万円 (法人住民税)6.19百万円 (法人事業税)0百万円 令和3～5年度 精査中
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【全国5G】 各通信キャリアは全都道府県で5Gサービスを開始し、大規模な整備計画を発表するなど、5G基地局の整備は進展中。 【ローカル5G】 2020年12月にローカル5G用周波数を拡大し免許人も増加。本格的な商用導入が今後進展。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 安全・安心な5Gシステムおよびローカル5Gへの投資に対する租税特別措置を講ずることにより、安全で信頼できる5Gシステムの普及を实

			現するとともに、ベンダーの多様化及び通信キャリアの主体的なネットワーク管理を実現する。また、ローカル5G のさらなる円滑な導入を促進し、機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化、ソリューションの拡大を図ることが可能。 なお、令和 2 年度における本税制措置の適用件数は 66 件であるが、これは税制適用条件である法律認定が令和 2 年 12 月となり、4 ヶ月という限られた期間によるもの。今後は適用件数が増加する見込み。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制により、安全・安心な5G システムへの投資促進を図ることにより、我が国におけるサイバーセキュリティ等の確保されたシステムの開発、提供及び維持管理に係る産業基盤を強化するとともに、開発供給されたシステムの需要を喚起して健全な市場を創出する。くわえて、ローカル5Gの円滑導入を支援することにより、様々な課題解決や新たな価値の創造等を実現できることから、税収減を是認するに足る効果があると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	安全・安心な5Gシステムの普及という政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与することは、政策手段として適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、5G インフラは製造業・農業・防災をはじめとした様々な分野における活用が見込まれており、この円滑な導入を促進することは地域課題の解決や地域経済の活性化を実現するものであることから、これらを目的とする本税制措置は地方公共団体の協力について相当性を有する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月(R01 総務 01)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		交際費の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 25・地方税 25(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【単独・ 主管 ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小法人が支出した交際費等について、定額控除限度額(800 万円)までの損金算入を認める措置。
			《要望の内容》 適用期限を2年延長する。
			《関係条項》 ・租税特別措置法第 61 条の4、第 68 条の 66 ・租税特別措置法施行令第 37 条の4、第 37 条の5、第 39 条の 93、第 39 条の 94、第 39 条の 95 ・租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 の4、第 22 条の 61 の4
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 29 年度(交際費課税制度の創設年度)
			〈最近の主な改正〉

				1 億円以下	定額控除（400 万円）× 90%
			平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
			平成 21 年度 （経済危機 対策）	1 億円超	全額損金不算入
				1 億円以下	定額控除（600 万円）× 90%
			平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
				1 億円以下	定額控除（800 万円） （定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃 止）
			平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
				1 億円以下	定額控除限度額（800 万 円）までの損金算入又は飲 食費 50%まで損金算入の選 択適用
			平成 28 年度	2 年間の延長（平成 29 年度末まで）	
			平成 30 年度	2 年間の延長（平成 31 年度末まで）	
			令和 2 年度	対象法人から資本金の額等が 100 億円を超える法人を除外した上で 2 年間の延長（令和 3 年度末まで）	
8	適用又は延長期間		2 年間（令和 4 年度～令和 5 年度）		
9	必要性 等	① 政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 《政策目的の根拠》 一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。 また、中小企業の交際費支出は、飲食店での消費や贈答品の購入等が多いことから、飲食業や小売業等の需要喚起にも資するものである。 そのため、本税制措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援するとともに、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵を行き渡らせることが必要である。		

		② 政策体系における政策目的の位置付け ③ 達成目標及びその実現による寄与	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI(中小企業景況調査)の数値等を参考にする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図る。																																				
10	有効性等	① 適用数	【交際費等支出法人数(資本金1億円以下)】 平成 29 年度 2,298,910 社 平成 30 年度 2,327,153 社 令和元年度 2,337,377 社 令和2年度 1,984,433 社 令和3年度 1,984,433 社 ※令和2年度以降は推計(中小企業庁が実施した委託調査では、交際費を支出する中小企業の9割以上が飲食費を支出先として挙げているところ、外食産業市場動向調査((一社)日本フードサービス協会)によると、飲食サービス業の令和 2 年の売上は前年比 84.9%であることに鑑み、令和2年度の実績は、令和元年度の実績に 0.849 を乗じたもので推計。また、新型コロナウイルスの収束時期も不透明であるところ、令和3年度の実績は令和2年度と同程度と推計。) (出典)「会社標本調査」(国税庁) 【交際費等支出法人(資本金1億円以下)の業種毎の割合】(令和元年度) <table><thead><tr><th>業種</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>サービス</td><td>30%</td></tr><tr><td>建設</td><td>19%</td></tr><tr><td>不動産</td><td>11%</td></tr><tr><td>小売</td><td>8%</td></tr><tr><td>卸</td><td>9%</td></tr><tr><td>農林</td><td>1%</td></tr><tr><td>鉱業</td><td>0%</td></tr><tr><td>繊維</td><td>0%</td></tr><tr><td>化学</td><td>1%</td></tr><tr><td>鉄鋼</td><td>2%</td></tr><tr><td>機械</td><td>3%</td></tr><tr><td>食料</td><td>2%</td></tr><tr><td>出版</td><td>1%</td></tr><tr><td>他製造</td><td>3%</td></tr><tr><td>運輸</td><td>4%</td></tr><tr><td>金融</td><td>2%</td></tr><tr><td>料理</td><td>5%</td></tr></tbody></table> (出典)「会社標本調査」(国税庁)	業種	割合	サービス	30%	建設	19%	不動産	11%	小売	8%	卸	9%	農林	1%	鉱業	0%	繊維	0%	化学	1%	鉄鋼	2%	機械	3%	食料	2%	出版	1%	他製造	3%	運輸	4%	金融	2%	料理	5%
業種	割合																																						
サービス	30%																																						
建設	19%																																						
不動産	11%																																						
小売	8%																																						
卸	9%																																						
農林	1%																																						
鉱業	0%																																						
繊維	0%																																						
化学	1%																																						
鉄鋼	2%																																						
機械	3%																																						
食料	2%																																						
出版	1%																																						
他製造	3%																																						
運輸	4%																																						
金融	2%																																						
料理	5%																																						

	②	適用額	【損金算入額(資本金1億円以下)】 平成 29 年度 2,664,107 百万円 平成 30 年度 2,780,092 百万円 令和元年度 2,843,009 百万円 令和2年度 2,413,714 百万円 令和3年度 2,413,714 百万円 ※ 令和元年度までは「会社標本調査」(国税庁)の実績。 令和2年度以降は推計(中小企業庁が実施した委託調査では、交際費を支出する中小企業の9割以上が飲食費を支出先として挙げているところ、外食産業市場動向調査((一社)日本フードサービス協会)によると、飲食サービス業の令和 2 年の売上は前年比 84.9%であることに鑑み、令和2年度の実績は、令和元年度の実績に 0.849 を乗じたもので推計。また、新型コロナウイルスの収束時期も不透明であるところ、令和3年度の実績は令和2年度と同程度と推計。)																												
	③	減収額	(単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>368,233</td><td>47,502</td><td>152,284</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>377,538</td><td>26,428</td><td>156,060</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>320,530</td><td>22,437</td><td>132,495</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>320,530</td><td>22,437</td><td>132,495</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>320,530</td><td>22,437</td><td>132,495</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td><td>320,530</td><td>22,437</td><td>132,495</td></tr> </tbody> </table> ※②適用額に記載の損金算入額を元に推計。		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 30 年度	368,233	47,502	152,284	令和元年度	377,538	26,428	156,060	令和2年度	320,530	22,437	132,495	令和3年度	320,530	22,437	132,495	令和 4 年度	320,530	22,437	132,495	令和 5 年度	320,530	22,437	132,495
	法人税	法人住民税	法人事業税																												
平成 30 年度	368,233	47,502	152,284																												
令和元年度	377,538	26,428	156,060																												
令和2年度	320,530	22,437	132,495																												
令和3年度	320,530	22,437	132,495																												
令和 4 年度	320,530	22,437	132,495																												
令和 5 年度	320,530	22,437	132,495																												
	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 コスト削減傾向の中、交際費については、平成 26 年度税制改正による効果もあり、令和元年度までは、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている。本税制措置によって、中小企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用実績」参照) 一方で、我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、新型コロナウイルスの影響により中小企業の景況感は急激に悪化。足下では持ち直しの動きがみられるものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲25.8(令和3年4～6月)となっている。 これらの状況から、引き続き本税制措置によって中小企業の経済活動の活性化を支援していくことが必要である。																												

			中小企業の業況判断DIの推移 (前期比季節調整値) (出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額(800万円)が小さくなった場合、11.7%の企業が交際費の支出額が減少すると回答し、本税制措置の損金算入割合(100%)が縮小された場合、14.5%の企業が交際費等支出額を減らすと回答した。また、33.3%の企業が交際費の支出により売上高が一定程度向上したと回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。 これらのことから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。
		⑤ 税込減を是認する理由等	交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援することは手段として有効である。 なお、中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が72.4%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が37.8%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定量的に把握できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。 しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の

			開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。 中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本税制措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的とするもの。中小企業は、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、地方公共団体が協力することが相当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税26・地方税26(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	(国税26・地方税26(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 従業員 500 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。 《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。 《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 27 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長 (平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで) 平成 30 年度 2 年間の延長 (令和 2 年 3 月末まで) 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (令和 4 年 3 月末まで)
8	適用又は延長期間		令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。

				《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業は深刻な人手不足に苦しむ中、経理担当の人員も少なく（1.9 人）、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本税制措置により、減価償却資産の管理等の納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の事務の効率化に資する設備の導入が促進されることにより、経理担当の人員が少ない中小企業にあっても、経営状況の適時適切な把握を可能とすることによって、中小企業の活力向上が図られる。
10	有効性等	①	適用数	平成 27 年度 489,992 社 平成 28 年度 510,262 社 平成 29 年度 531,317 社 平成 30 年度 549,940 社 令和元年度 586,013 社 令和 2 年度 612,864 社 令和 3 年度 640,944 社 令和 4 年度 670,312 社 令和 5 年度 701,025 社 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成 27 年度から令和元年度まで実績値。令和 2 年度以降は推計値(令和 2 年度以降、毎年 4.6%(平成 27 年度から令和元年度の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計)。
		②	適用額	平成 27 年度 2,768 億円 平成 28 年度 2,882 億円 平成 29 年度 3,021 億円 平成 30 年度 3,148 億円 令和元年度 3,415 億円

		令和 2 年度 3,572 億円 令和 3 年度 3,735 億円 令和 4 年度 3,906 億円 令和 5 年度 4,085 億円 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）※平成 27 年度から令和元年度まで実績値。令和 2 年度以降は推計値（令和 2 年度以降、毎年 4.5%（平成 27 年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値）伸びると仮定して推計。 ○少額減価償却資産の特例の利用業種（令和元年度） <table><tr><td>業種</td><td>農林 水産業</td><td>鉱業</td><td>建設業</td><td>製造業</td><td>卸売業</td></tr><tr><td>割合 （%）</td><td>1.9%</td><td>0.1%</td><td>19.7%</td><td>13.7%</td><td>7.6%</td></tr><tr><td>業種</td><td>小売業</td><td>料理飲食 旅館業</td><td>金融 保険業</td><td colspan="2">不動産業</td></tr><tr><td>割合 （%）</td><td>8.3%</td><td>4.2%</td><td>1.2%</td><td colspan="2">8.6%</td></tr><tr><td>業種</td><td>運輸通信 公益事業</td><td colspan="2">サービス業</td><td colspan="2">その他</td></tr><tr><td>割合 （%）</td><td>3.5%</td><td colspan="2">29.2%</td><td colspan="2">2.1%</td></tr></table>	業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	割合 （%）	1.9%	0.1%	19.7%	13.7%	7.6%	業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業		割合 （%）	8.3%	4.2%	1.2%	8.6%		業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他		割合 （%）	3.5%	29.2%		2.1%					
業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業																																					
割合 （%）	1.9%	0.1%	19.7%	13.7%	7.6%																																					
業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業																																						
割合 （%）	8.3%	4.2%	1.2%	8.6%																																						
業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他																																						
割合 （%）	3.5%	29.2%		2.1%																																						
③	減収額	<table><tr><td></td><td>法人税</td><td>法人住民税</td><td>法人事業税</td></tr><tr><td>H27</td><td>265</td><td>46</td><td>106</td></tr><tr><td>H28</td><td>273</td><td>35</td><td>112</td></tr><tr><td>H29</td><td>290</td><td>37</td><td>119</td></tr><tr><td>H30</td><td>302</td><td>39</td><td>125</td></tr><tr><td>R1</td><td>325</td><td>23</td><td>134</td></tr><tr><td>R2</td><td>340</td><td>24</td><td>141</td></tr><tr><td>R3</td><td>355</td><td>25</td><td>147</td></tr><tr><td>R4</td><td>372</td><td>26</td><td>154</td></tr><tr><td>R5</td><td>389</td><td>27</td><td>161</td></tr></table> 単位：億円 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実績推計） ※令和 2 年度以降は推計値（令和 2 年度以降、毎年 4.6%（平成 27 年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値）伸びると仮定して推計。		法人税	法人住民税	法人事業税	H27	265	46	106	H28	273	35	112	H29	290	37	119	H30	302	39	125	R1	325	23	134	R2	340	24	141	R3	355	25	147	R4	372	26	154	R5	389	27	161
	法人税	法人住民税	法人事業税																																							
H27	265	46	106																																							
H28	273	35	112																																							
H29	290	37	119																																							
H30	302	39	125																																							
R1	325	23	134																																							
R2	340	24	141																																							
R3	355	25	147																																							
R4	372	26	154																																							
R5	389	27	161																																							

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。 なお、中小企業庁委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.5%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の 7 割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1 経産07)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長																			
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 27・地方税 28) (登録免許税:外、不動産取得税:外)																			
		② 上記以外の税目	—																			
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】																			
4	内容		《現行制度の概要》 認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税及び不動産取得税を以下のとおり軽減する。 ＜登録免許税＞ <table><tr><td colspan="2"></td><td>通常税率</td></tr><tr><td rowspan="3">不動産の所有権移転の登記</td><td>合併による移転の登記</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>分割による移転の登記</td><td>2.0%</td></tr><tr><td>その他の原因による移転の登記</td><td>2.0%</td></tr></table> ＜不動産取得税＞ <table><tr><td></td><td>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</td><td>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</td></tr><tr><td>土地、住宅</td><td>3.0%</td><td rowspan="2">取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除</td></tr><tr><td>住宅以外の家屋</td><td>4.0%</td></tr></table> 《要望の内容》 適用期限を2年延長する(令和6年3月 31 日まで) 《関係条項》 (登録免許税) 租税特別措置法第80条第3項、租税特別措置法施行規則第30条の2第5項 (不動産取得税) 地方税法附則第 11 条第 15 項、地方税法施行令附則第 7 条第 24 項				通常税率	不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	分割による移転の登記	2.0%	その他の原因による移転の登記	2.0%		計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除	住宅以外の家屋	4.0%
		通常税率																				
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%																				
	分割による移転の登記	2.0%																				
	その他の原因による移転の登記	2.0%																				
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)																				
土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除																				
住宅以外の家屋	4.0%																					
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課																			
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年度～令和 5 年度																			
7	創設年度及び改正経緯		平成 30 年度 創設																			

			令和 2 年度 2 年間延長
8	適用又は延長期間		令和 5 年度末まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。 《政策目的の根拠》 2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10 年間の累計で約 650 万人の雇用と約 22 兆円の GDP が失われるおそれがある。 このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継(事業譲渡や M&A など)し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による売上等を受け、足下で廃業も視野に入れつつ M&A を希望する比較的リスクの高い案件が増加している。こうした案件については、M&A に伴うリスクを遮断するため、引き継ぐ権利義務の範囲を個別に画定する事業譲渡や、引き継ぐ事業を選別する会社分割といった手法がとられることも多いと考えられる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和 3 年 6 月 18 日 閣議決定) 第 2 章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4 つの原動力と基盤づくり～ 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ (2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出 感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC 活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミ

			ユニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10 年間の累計で約 650 万人の雇用と約 22 兆円の GDP が失われるおそれがある。 このような状況において、本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けた負担を軽減させることで第三者への事業承継を促進し、その事業の存続を図るものであって、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながる事となる。
10	有効性等	① 適用数	<登録免許税> 令和2年度 4件(実績) 令和3年度 4件(推計) 令和4年度 4件(推計) 令和5年度 4件(推計) ※令和2年度認定実績を基に推計 <不動産取得税> 令和2年度 3件(実績) 令和3年度 3件(推計) 令和4年度 3件(推計) 令和5年度 3件(推計) ※令和2年度認定実績を基に推計
		② 適用額	<登録免許税> 令和2年度 115 百万円(推計) 令和3年度 115 百万円(推計) 令和4年度 115 百万円(推計) 令和5年度 115 百万円(推計) ※令和2年度認定実績を基に推計 <不動産取得税>

			令和2年度 47 百万円(推計) 令和3年度 47 百万円(推計) 令和4年度 47 百万円(推計) 令和5年度 47 百万円(推計) ※令和 2 年度認定実績を基に推計																		
	③	減収額	適用額に同じ																		
	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者附則を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約 5 万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。 (円) 休廃業・解散件数の推移 <table><tr><th>年</th><th>件数</th></tr><tr><td>13</td><td>34,800</td></tr><tr><td>14</td><td>33,475</td></tr><tr><td>15</td><td>37,548</td></tr><tr><td>16</td><td>41,162</td></tr><tr><td>17</td><td>40,909</td></tr><tr><td>18</td><td>46,724</td></tr><tr><td>19</td><td>43,348</td></tr><tr><td>20</td><td>49,698</td></tr></table> (資料：東京商工リサーチ「旧廃業・解散企業」動向調査) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けたコストを軽減することで第三者への事業承継を促進し、その事業の存続を図るものであって、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながるることとなる。	年	件数	13	34,800	14	33,475	15	37,548	16	41,162	17	40,909	18	46,724	19	43,348	20	49,698
年	件数																				
13	34,800																				
14	33,475																				
15	37,548																				
16	41,162																				
17	40,909																				
18	46,724																				
19	43,348																				
20	49,698																				
	⑤	税収減を是認する理由等	後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。																		
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継という政策目標を達成するには、中小企業・小規模事業者の全てに政策効果が行き渡り得る税制による措置を講ずることが適当。																		

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業承継円滑化のための総合的支援策として、事業承継・事業引継ぎ推進事業等の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる
		③ 地方公共団体が協力する相当性	2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人が後継者未定とされているところ、現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10 年間の累計で約 650 万人の雇用と約 22 兆円の GDP が失われるおそれがあるとされており、措置を講じなければ地域経済にも大きな影響が生ずることが見込まれることから、本税制措置の延長は地方公共団体にとっても重要。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(印紙税:外)(国税 28)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等(以下、「株式会社日本政策金融公庫等」という。)が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とされている。 《要望の内容》 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。 《関係条項》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号
5	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 分析対象期間: 令和2年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯		本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。 措置された当初、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長要望を行い、延長を行った。
8	適用又は延長期間		新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。

			《政策目的の根拠》 — 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号
		② 政策体系における政策目的の位置付け	—
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 —
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	—

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 35) (法人住民税：義) (自動連動) (地方税 33)
		② 上記以外の税目	(事業所税：外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 対象地域：沖縄県全域 2. 税制優遇措置 (1) 国税 ○投資税額控除 (法人税) ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合 (機械・装置：15%、建物及び建物附属設備等：8%) を法人税額から控除。 ・法人税額の 20% 限度 (繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設 (各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) ①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設 (宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む) ④集会施設 (宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む) ⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 (2) 地方税 ○法人住民税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する (自動連動)。 ○事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。 《要望の内容》 ○沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合 (次期通常国会に法律

	案提出予定)に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 ○対象施設について、以下のとおり廃止及び追加を行う。 (廃止) 庭球場、野営場、野外アスレチック、マリーナ、ダイビング施設、美術館、博物館 (変更) 遊園地 → テーマパーク 海洋療法施設 → スパ施設 (追加) シェアオフィス、結婚式場 ○宿泊施設に附属するシェアオフィスで、利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同じの条件で同施設を利用させるものである旨が同施設の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの(※対象施設とならない施設)の対象外とする施設に追加 ○一の設備に含まれる対象資産として、ソフトウェア(複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるものを除く。)を追加 ○一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設(※対象施設とならない施設)から以下の施設を除外。 ・年間パスポート等(利用料金を除き一般の利用客と同じの条件で当該施設を利用させるもの)の購入者が存する施設 ○特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業について、沖縄県知事の認定を受けた事業に限定する。 ・事業認定の要件は、主務大臣の同意を受けることを前提に沖縄県知事が観光地形成促進計画の中で定める。 (想定する主な認定要件) 〔必須〕沖縄観光の振興に資する事業 〔選択〕主に沖縄の地元物産を販売・活用する事業 - 従業員の給与水準を向上させる事業 - 付加価値額を向上させる事業 - 現金給与額を引き上げ、かつ常用労働者の雇用を増やす事業 - 労働生産性を向上させる事業 ・認定を受けた事業者は事業結果等を毎年度沖縄県知事に報告することとし、認定基準の達成状況を確認する。 ※認定制度の詳細については、沖縄振興特別措置法の改正案と一体的に検討する。
--	---

			《関係条項》 沖縄振興特別措置法第8条 租税特別措置法第42条の9、第68条の13 租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 地方税法附則 第33条第1項
5	担当部局		経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 観光振興地域制度創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度廃止、観光地形成促進地域制度創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長
8	適用又は延長期間		2年間（令和5年度まで）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2021 について（令和3年6月18日閣議決定） これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。 ○沖縄の振興について（令和3年8月23日付3沖審第7号 内閣総理大臣←沖縄振興審議会会長）（抜粋） （中略）<u>外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築</u>、観光産業と県内他産業間の連携強化等による沖縄の優位性を活かした新産業の創出・発展、おきなわブランドの確立等を通じた「稼げる農業」の実現、社会資本整備による生産性向上効果を高めるためのハード・ソフト一体となった取組の強化、返還

			時期を踏まえた計画的かつ効果的な跡地利用の推進、定住促進等による担い手不足の解消等を通じた持続可能な離島や北部の振興、戦後処理問題の解決など、各分野における取組を戦略的に推進していくことが求められる。（中略） 政府におかれては、令和４年度以降の沖縄の振興に向けて、現行の沖縄振興特別措置法及び沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の期限後の法制の実現を図るとともに、<u>同法制の下で以上の諸点を勘案して特別の措置を講じていくよう、本審議会として強く要請する</u>ものである。 ○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について（令和３年８月内閣府） 内閣府では、新たな沖縄振興策について、別紙のとおり今後の検討の基本方向を内閣府案として取りまとめた。 今後、この基本方向に沿って新たな振興策が実現できるよう、法制上及び税制・財政上の措置について、関係各方面と協議しつつ、鋭意検討を進める。 うち法制上の措置については、令和４年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を進める。 （中略） ５ 産業の振興 （中略） （２）観光の振興 観光は、入域観光客数の堅調な増加等を背景に、沖縄経済の牽引役として重要な役割を果たしてきた。 しかし、平均滞在日数や観光客一人当たり県内消費額等の伸び悩みも見られる。 このため、沖縄観光の質の向上を図る観点から、観光の高付加価値化などを支援する。 また、沖縄観光の質の向上を図る観点から観光地形成促進地域制度（税制）を見直す（注２）とともに、観光客の利便性向上の観点から沖縄型特定免税店制度を見直す（注３）などの措置を講ずる。 （注２）対象施設の見直し、高付加価値化・給与水準向上等を認定要件等 （注３）オンラインも対象 （参考） ○沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第三章 産業の振興のための特別措置 （観光地形成促進計画の作成等） 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資
--	--	--	---

			する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3～8 （略） （課税の特例） 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 （略） （資金の確保等） 第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。 ○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日内閣総理大臣決定） Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 （1）観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。 このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や 公共施設の一体的・重点的な整備を促進
--	--	--	--

		する。 また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 中小企業・地域経済 【施策】 地域産業
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設投資を促進する。 〔測定指標〕 ① 県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6% (令和5年度) (算定式) 各年度における事業認定の申請総数（各年度における適用見込み数と同等と仮定）÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全168施設）＋各年度における事業認定の申請総数（新設に限る） ※測定指標は、6件/168施設＋6件＝3.4%（令和4～5年度の投資が全て新設の場合）、6件/168施設＝3.6%（令和4～5年度の投資が全て増設の場合） ② 事業認定要件で定める基準値の達成状況 ※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。 ➢ 本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均55% ➢ 本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5% ➢ 本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%） ➢ 本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させ

			る事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る） の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後 2 年度目の平均増加率：0.66％（１年度目 0.33%） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄観光の高付加価値化等（県産品の売上率の向上、事業所の 付加価値額の増加、労働生産性の向上等）を図る特定民間観光関 連施設の新増設投資を促進することにより、①質の高い施設が増 加することで国内外からの観光客の誘客につながる、②県産品の 販売・活用の促進により観光資源の持続的利用が図られる、③事 業所の付加価値額の増加等により観光の高付加価値化等に寄与す ることによって観光産業の一層の振興に寄与し、ひいては沖縄の自立型 経済の発展に寄与する。																											
10	有効性 等	① 適用数	○過去の適用件数及び将来の適用数（推計値） 単位：件 <table><tr><td>年度</td><td>法人税</td><td>法人住民税</td></tr><tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>H29</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>H30</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>R1</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>R2</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>R3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>R4</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>R5</td><td>3</td><td>3</td></tr></table> ・法人税（H28 年度～R1 年度）は「租税特別措置の適用実態調査 の結果に関する報告書（第 204 回国会提出）」（財務省）に基 づく。R2 年度以降は推計値。 （推計方法） R2～R3 年度：県の聞き取り調査に基づく R4～R6 年度：H28 年度から R1 年度までの最大値を採用 ・法人住民税は推計値（自動連動であるため、法人税の適用件数 と同値とした）	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	1	1	H30	2	2	R1	3	3	R2	1	1	R3	3	3	R4	3	3	R5	3	3
年度	法人税	法人住民税																												
H28	0	0																												
H29	1	1																												
H30	2	2																												
R1	3	3																												
R2	1	1																												
R3	3	3																												
R4	3	3																												
R5	3	3																												
		② 適用額	○過去の適用額及び将来の適用額（推計値） 単位：千円 <table><tr><td>年度</td><td>法人税</td><td>法人住民税</td></tr><tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr><tr><td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr><tr><td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr><tr><td>R2</td><td>11,644</td><td>815</td></tr><tr><td>R3</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr><tr><td>R4</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr><tr><td>R5</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr></table> ・法人税（H28 年度～R1 年度）は「租税特別措置の適用実態調査	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	11,644	815	R3	34,932	2,445	R4	34,932	2,445	R5	34,932	2,445
年度	法人税	法人住民税																												
H28	0	0																												
H29	2,218	286																												
H30	14,557	1,878																												
R1	53,088	6,849																												
R2	11,644	815																												
R3	34,932	2,445																												
R4	34,932	2,445																												
R5	34,932	2,445																												

		の結果に関する報告書（第 204 回国会提出）」（財務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。 （推計方法） H29～R1 の 1 件当たりの平均適用額（11,644 千円）×各年度の適用件数（推計値） ・法人住民税（H28 年度～R1 年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。 （推計方法） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額 × 法人住民税の税率（県民税 1% + 市町村民税 6% = 7%））。																											
③	減収額	○過去の減収額及び将来の減収額（推計値） 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr> <tr> <td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr> <tr> <td>R2</td><td>11,644</td><td>815</td></tr> <tr> <td>R3</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> </tbody> </table> ・法人税（H28 年度～R1 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 204 回国会提出）」（財務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。 （推計方法） H29～R1 の 1 件当たりの平均適用額（11,644 千円）×各年度の適用件数（推計値） ・法人住民税（H28 年度～R1 年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。 （推計方法） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額 × 法人住民税の税率（県民税 1% + 市町村民税 6% = 7%））。	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	11,644	815	R3	34,932	2,445	R4	34,932	2,445	R5	34,932	2,445
年度	法人税	法人住民税																											
H28	0	0																											
H29	2,218	286																											
H30	14,557	1,878																											
R1	53,088	6,849																											
R2	11,644	815																											
R3	34,932	2,445																											
R4	34,932	2,445																											
R5	34,932	2,445																											

④

効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○政策目的の達成状況

下記記載のとおり、沖縄県への入域観光客数や観光収入等、沖縄観光の量的側面については、新型コロナウイルス感染症による影響を除けば増加傾向にあるが、一人当たり県内消費額など沖縄観光の質的側面については横ばいが続いており、観光の高付加価値化等を引き続き推進する必要がある。

○達成目標の達成見込み

・関係する観光関連施設運営事業者からの事業認定申請率

令和4年度：1.8%

令和5年度：3.4%～3.6%

〔算定式〕各年度における事業認定の申請総数（各年度における適用見込み数と同数と仮定）÷関係する観光関連施設数（沖縄県において増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全168施設）＋各年度における事業認定の申請総数（新設に限る）

・事業認定要件で定める基準値の達成状況

各認定要件の基準値が毎年達成される見込み

※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、達成見込みのある事業を認定することから、基準値が毎年達成される見込みである。

○所期の達成目標（令和3年度税制改正要望時）

令和3年度までに

・入域観光客数 1,200 万人

・観光収入 1.1 兆円

・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日

・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円

○所期の達成目標の達成状況

年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2
入域観光客数(万人)	877	958	1,000	947	258
観光収入(億円)	6,603	6,979	7,341	7,047	未公表
観光客一人当たりの平均滞在日数(日)	3.78	3.75	3.73	3.7	未公表
観光客一人当たりの県内消費額(円)	75,297	72,853	73,374	74,425	未公表

出典：沖縄県資料

※令和元年度及び令和2年度の入域観光客数及び観光収入の減少は、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響であると考えられる。

		○達成目標を変更する理由 令和元年度後半から令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を受けたが、平成３０年度までの入域観光客数及び観光収入については順調な伸びを見せ、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加した（令和元年実績（暦年）でハワイの１,０３９万人に対し、沖縄県１,０１６万人）。 一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数及び消費額や県内総生産に占める観光産業の割合などは伸び悩んでおり、入域観光客数等の量的面での増加だけでなく、沖縄観光の高付加価値化等、質の面での充実が沖縄観光の課題と考えられている。 このため、本税制については、特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業を県知事による認定を受けた事業に限定することとし、認定要件として沖縄観光の高付加価値化等を図るための要件を定めることとしている。これを踏まえ、達成目標についても変更したものである。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設を促進する直接的な効果がある。 仮に本税制措置がなければ、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設のインセンティブが失われ、観光の高付加価値化や従業員の賃金水準の向上等の課題解決に向けた政策誘導が行われず、課題解決が遅れ、沖縄経済をけん引する観光産業の一層の振興に支障を来し、ひいては沖縄経済の自立的発展に支障が生じる恐れがある。 ○適用実績が僅少な理由 沖縄県のみ適用される特別措置であり対象事業者数が少ないこと、新增設投資を行う施設数はさらに少数であること、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。 なお、沖縄県において増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となりえる可能性のある類似の施設（税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している施設数は１６８であり、適用件数が１０件以下と少数であるとしても、全体規模からすれば一定の税制措置の効果はあるものと考えている。
⑤	⑤ 税収減を是認する理由等	沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄の

			リーディング産業と言われるまでに成長している。 本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るためのものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは、我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものであると考えられる。また、経済財政政策と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）に定める「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興（中略）を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義があり、税収減を是認するものとする。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、民間事業者の創意工夫により、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設を促進するものであり、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で広く施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新増設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月（R2 内閣 04）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の情報通信振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 36) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税 34)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 国税 (情報通信産業振興地域) (1) 投資税額控除(法人税) ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの:15% イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円 ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (情報通信産業特別地区) (2) 所得控除(法人税) ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間) ※(1)との選択制。 2. 地方税 (情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区) (1) 法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) (2) 事業所税 ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除 1 要望の内容 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること(次期通常国会に法律案提出予定)を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。

		<情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区共通> 1. 制度の適用期限を2年間延長する。【延長】 2. 税制優遇措置を延長する。【延長】 ・事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間を2年間延長する。 3. 対象資産に「ソフトウェア」を追加する。【拡充】 <情報通信産業特別地区> 1. 対象業種を以下のとおりとする。【拡充】 ・<u>固定電気通信業</u>(現行のデータセンターに限る。) ・<u>次の業種で付加価値の高い事業に限る。</u> ・<u>ソフトウェア業</u>(現行の情報通信機器相互接続検証事業を含む。) ・<u>情報処理・提供サービス業</u>(現行のバックアップセンター、セキュリティデータセンターを含む。) ・<u>インターネット付随サービス業</u> ※下線部分が追加。 ※インターネット・サービス・プロバイダー、インターネット・エクステンジは廃止。 2 見直し事項 (1) 沖縄県知事が定める沖縄情報産業強化促進計画(仮称)(現情報通信産業振興計画)について、主務大臣の認定を必要とするための所要の見直しを行う(現行は計画策定後の主務大臣への報告義務)。 (2) 情報通信産業振興地域に事業認定制を導入する(現行は認定なし)。 (3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」「IT人材の確保」を必須項目とする(情報通信産業振興地域・特別地区共通)。 (4) 本特例措置を受けた事業者(認定事業者)から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける 《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、第68条の63 租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、第22条の26、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号、附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・拡充(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年度

			・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・ 特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成 26 年度 ・ 地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・ 事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人→5 人） ・ 特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追 ・ 投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超） 平成 29 年度 ・ 2 年間延長 令和元年度 ・ 2 年間延長 令和3年度 ・ 1 年間延長
8	適用又は延長期間		2年（令和5年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2021について（令和3年6月18日閣議決定）（沖縄振興に係る部分の抜粋） これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。 ○沖縄の振興について（令和3年8月23日沖縄振興審議会）（情報通信産業に係る部分の抜粋） デジタルトランスフォーメーション（DX）を迅速かつ強力に推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。 ○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について（令和3年8月24日内閣府）（税制に係る部分の抜粋） IT人材の確保や成長が見込める業種の立地・集積などを図る観点から、情報通信産業振興地域・特区制度（税制）を見直す（注4）などの措置を講ずる。 （注4）対象業種の見直し、給与水準向上・IT人材確保等を認定要件等 〈参考〉 ○沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興

			基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。 七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 (情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域 3～8項 (略) (情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項 (略) (課税の特例) 第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は
--	--	--	--

		増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○ 沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日 内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 中小企業・地域経済 【施策】 地域産業						
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 達成目標 ・県内に立地した企業数の増加 ・立地企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・税制を活用した立地企業数 7社以上／年 ・税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。						
10	有効性等	① 適用数 1 過去 5 年間の適用件数 (単位：件) <table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和 元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr></table>		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度			

		<table><tr><td>所得控除</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>21</td><td>17</td><td>16</td><td>19</td><td>11</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>21</td><td>18</td><td>17</td><td>21</td><td>12</td></tr><tr><td>事業税</td><td>11</td><td>16</td><td>15</td><td>20</td><td>12</td></tr></table> ※国税について、平成 28 年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成 28 年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和 2 年度の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 2 今後の適用件数見込み 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除3件、投資税額控除19件の適用を見込む。 （国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。）	所得控除	0	1	1	2	1	投資税額控除	21	17	16	19	11	法人住民税	21	18	17	21	12	事業税	11	16	15	20	12																												
所得控除	0	1	1	2	1																																																	
投資税額控除	21	17	16	19	11																																																	
法人住民税	21	18	17	21	12																																																	
事業税	11	16	15	20	12																																																	
②	適用額	1 過去 5 年間の適用額 （単位：百万円） <table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>0</td><td>1</td><td>9</td><td>20</td><td>2</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>709</td><td>538</td><td>544</td><td>542</td><td>441</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>91</td><td>69</td><td>70</td><td>71</td><td>30</td></tr><tr><td>事業税</td><td>0</td><td>83</td><td>81</td><td>67</td><td>43</td></tr></table> ※国税について、平成 28 年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成 28 年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和 2 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 2 今後の適用額 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除 22.5 百万円、投資税額控除 689.7 百万円の適用を見込む。 （国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。）		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	所得控除	0	1	9	20	2	投資税額控除	709	538	544	542	441	法人住民税	91	69	70	71	30	事業税	0	83	81	67	43																						
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																																	
所得控除	0	1	9	20	2																																																	
投資税額控除	709	538	544	542	441																																																	
法人住民税	91	69	70	71	30																																																	
事業税	0	83	81	67	43																																																	
③	減収額	1 過去 5 年間の減収額 （単位：百万円） <table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>5</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>709</td><td>538</td><td>544</td><td>542</td><td>441</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>91</td><td>69</td><td>70</td><td>71</td><td>30</td></tr><tr><td>事業税</td><td>0</td><td>83</td><td>81</td><td>67</td><td>43</td></tr><tr><td>合計</td><td>800</td><td>690</td><td>697</td><td>685</td><td>515</td></tr></table> ※平成 28 年度から令和元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算。令和 2 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。 ※法人住民税について、平成 28 年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和 2 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7 % 乗じて算定。 ※令和 2 年度の事業税は、沖縄県調査による数値。 2 今後の減収見込み （単位：百万円） <table><tr><td></td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>2</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>617</td><td>726</td><td>726</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>43</td><td>51</td><td>51</td></tr></table>		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	所得控除	0	0	2	5	1	投資税額控除	709	538	544	542	441	法人住民税	91	69	70	71	30	事業税	0	83	81	67	43	合計	800	690	697	685	515		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	所得控除	2	7	7	投資税額控除	617	726	726	法人住民税	43	51	51
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																																	
所得控除	0	0	2	5	1																																																	
投資税額控除	709	538	544	542	441																																																	
法人住民税	91	69	70	71	30																																																	
事業税	0	83	81	67	43																																																	
合計	800	690	697	685	515																																																	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																																																			
所得控除	2	7	7																																																			
投資税額控除	617	726	726																																																			
法人住民税	43	51	51																																																			

			事業税	0	2	2		
			合計	662	786	786		
			(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)					
			※法人住民税は、国税の減収額に税率 7% 乗じて算定。					
			※事業税は、所得控除の適用額に税率 6.47% を乗じて算定。					
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》						
		1. 達成目標						
		・情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに 560 社とする。						
		・立地企業による雇用者数を令和3年度までに 4.2 万人とする。						
		・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに 1,450 万円とする。						
		※「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。						
		①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数						
		②県外企業の子会社・関連企業の数						
			(年度)	H28	H29	H30	R1	R2
			立地企業数 (社)	427	454	470	490	495
			雇用者数 (人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708
			ソフトウェア業一人当たりの年間売上高 (万円)	1,379	1,319	1,124	—	—
			立地企業の増加率 (%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0
			雇用者数の増加率 (%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1
			ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率 (%)	13.7	△4.3	△14.7	—	—
		※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査。						
		※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成 25～27 年度及び平成 29～30 年度は特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成 28 年は経済センサス（総務省）。なお、特定サービス産業実態調査は令和元年度分調査から廃止。						
		※算定できないものについては、「—」を記載。						
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》						
		【測定指標】						
		令和3年度までに						
		・本制度を活用した企業数 37 社						
		・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670 人						
		測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標 32 社に対し、見込みが 17 社と 70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。						
		また、雇用者数については、令和2年度の指標 13,552 人に対し、見込みが 5,814 人と 43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。						
		実績・見込み：						
			H28	H29	H30	R1	R2	R3
		活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37
		活用企業数（実績）	21	18	17	21	-	-
		活用企業数（見込み）	-	-	-	-	18	18
		雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670
		雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-
		雇用者数（見込み）	-	-	-	-	5,814	5,814
		※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。						
		※平成 28 年度から令和元年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。						
		※令和 2 年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根						

		拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。 ※推計の計算過程 （平成 28 年度） ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社 ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：1,879 人+10 社×171 人=3,589 人 （平成 29 年度） ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社 ・1,877 人+5 社×144 人=2,597 人 （平成 30 年度） ・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社 ・3,866 人+6 社×351 人=5,972 人 （令和元年度） ・沖縄県企業アンケート調査による令和元年度適用企業数とその雇用者数：15 社、3,871 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：323 人（3,871 人/12 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：9 社 ・3,871 人+9 社×323 人=6,778 人 （令和 2、3 年度） ・一社当たりの雇用者数は、平成元年度沖縄県アンケート調査による推計値 323 人から試算。 なお、令和 4 年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。 【令和 4 年度以降の達成見込み】 <table border="1"> <tr> <td></td><td>R4</td><td>R5</td></tr> <tr> <td>税制を活用した立地企業数</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性(%)</td><td>※</td><td>※</td></tr> </table> ※3 年間で 1 % 以上 2 所得控除の適用実績が僅少な理由 対象業種の立地企業は順調に増加しているが、立地企業が所得控除を適用するための事業認定の要件（専ら対象事業を営むこと等の要件）を満たすことができない等の理由により、立地企業に比し、認定法人数が少ない状況である。 適用数僅少であるが、立地企業数は増加していることから、全体規模からすれば一定のと特例措置の効果はあるものと考えられる。		R4	R5	税制を活用した立地企業数	7	7	税制を活用した企業の労働生産性(%)	※	※
	R4	R5									
税制を活用した立地企業数	7	7									
税制を活用した企業の労働生産性(%)	※	※									
⑤	⑤ 税収減を是認する理由等	本制度は、情報通信関連企業の沖縄への集積を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与しており、令和元年度に本制度を活用した 21 企業においては、6,778 人が雇用されている。 沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 532.3 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 546 百万円（平成 30 年度の減収額）の税収減を是認する効果があったものと考えられる。									

			・税活用企業による雇用者数:6,778 人 ・沖縄県情報通信業の労働生産性:10,998,722 円 →県内総生産の押し上げ効果:532.3 億円 ※上記における労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)(「平成 30 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)に基づいて試算)
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等 情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担 沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③	地方公共団体が協力する相当性 本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(R2内閣05-01, 02)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 37） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税 35）
		② 上記以外の対象税目	（所得税：外、個人住民税、外、事業所税：外）
3	要望区分の別		【新規・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 （１）国税（アまたはイのいずれかを選択） ア 投資税額控除（法人税） ・ 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 （ア）機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15% （イ）建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8% ・ 控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 ・ 対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 イ 特別償却（法人税、所得税） ・ 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税額）から償却できる。 （ア）機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34% （イ）建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20% ・ 取得価額の上限度額 20 億円 ・ 対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 （２）地方税 ア 個人住民税、法人住民税及び事業税 ・ 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動） イ 事業所税（那覇市のみ） ・ 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が

	認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。
	《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 1 拡充要望 (1) 対象事業にDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進及び脱炭素の推進を追加し、現行の対象事業である産業高度化及び事業革新と統合の上、「産業イノベーション（仮称）」に改める。 (2) 対象業種に、ガス供給事業（サテライト設備により液化天然ガス（LNG）を供給する事業に限る。）を追加する。 (3) 対象資産に、構築物（液化天然ガス（LNG）を供給するためのサテライト設備及び当該設備に付随する供給設備に限る。）及びソフトウェアを追加する。 2 見直し事項 (1) 本特例措置の対象となる区域の名称を「産業高度化・事業革新促進地域」から「産業イノベーション促進地域（仮称）」に改称する。 (2) 沖縄県知事が定める産業イノベーション促進計画（仮称）（旧産業高度化・事業革新促進計画）について、主務大臣の認定を必要とするための所要の見直しを行う（現行は計画策定後の主務大臣への報告義務）。 (3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」を追加する。 (4) 本特例措置を受けた事業者（認定事業者）から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける（現行は沖縄県知事の事業者に対する報告徴収権のみ付与）。
	《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第39条の43、第39の56

			租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 20 条の 16、 第 22 条の 26、第 22 条の 37 地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号 附則第 33 条 地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8
5	担当部局		経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 3 年 8 月 分析対象期間：平成 28 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 14 年度 ・産業高度化地域の創設 平成 19 年度 ・5 年間延長 平成 24 年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ (1,000 万円超→500 万円超) 平成 26 年度 ・機械等下限取得価格の引下げ (500 万円超→100 万円超) 平成 29 年度 ・2 年間延長 令和元年度 ・2 年間延長 令和 3 年度 ・1 年間延長
8	適用又は延長期間		2 年間 (令和 5 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資する DX (デジタルトランスフォーメーション) の実現や 2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2021 について (令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) 第 2 章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4 つの原動力と基盤づくり～ 1. グリーン社会の実現

			我が国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、世界の脱炭素を主導し、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図り、将来世代への責務を果たす。また、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%減という新たな目標とした。さらに、50%減の高みに向け、挑戦を続ける。この実現に向け、①脱炭素を軸として成長に資する政策を推進する、②再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する、③公的部門の先導により必要な財源を確保しながら脱炭素実現を徹底する、という3つの考えの下で推進する。 (1) グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起 (前略) また、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長と国民生活のメリットにつなげていくため、グリーン成長戦略に基づき、あらゆる政策を総動員し、洋上風力、水素、蓄電池等重点分野の研究開発、設備投資を進める。 グリーンイノベーション基金による野心的なイノベーションに挑戦する企業への10年間の継続支援、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用等、企業の脱炭素化投資を後押しするとともに、新技術の導入に資する規制改革や国際標準化に取り組む。(後略) 2. 官民挙げたデジタル化の加速 デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気呵成に作り上げる。デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間のDXを促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する。 (2) 民間部門におけるDXの加速 デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。 (中略) こうした基盤整備を追い風にし、地方における中小企業も含めて非対面型ビジネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、IT導入サポートを拡充し、そのDX推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI等の普及促進を図る。また、物流DXや標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。加えて、AI、IoTやビッグデータを活用し、新たな付加価値を創造していく。例えば、無人自動運転等の先進Maasを始めとするConnected Industriesを構築する。(後略) 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ (8) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり (前略) これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振
--	--	--	---

			興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。(後略) ○沖縄の振興について（令和３年８月２３日沖縄振興審議会会長→内閣総理大臣） （前略）今後は、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化といった時代潮流を的確に捉えながら、沖縄の優位性を活かした民間主導の強くしなやかな自立型経済の発展を目指していく必要がある。そのためには、グリーン社会への移行に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を迅速かつ強力に推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。(後略) ○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について （令和３年８月・内閣府） ５ 産業の振興 （前略）このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。 また、沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。 このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。 （１）競争力強化・生産性向上のための横断的な取組 ① デジタル化 企業におけるデジタル化やＡＩの導入により、新たなビジネスモデルを構築し、労働生産性を向上させることも可能になる。(後略) ② エネルギー 我が国は２０５０年のカーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の活用など、グリーン社会への移行に向けた取組を進めており、沖縄においても脱炭素に向けた取組を加速させていくことが求められている。 このため、沖縄におけるグリーン社会への移行を支援する。 畜産廃棄物やサトウキビなどを活用したバイオマス発電や住宅及び営農型太陽光発電などを始め、再生可能エネルギーの最大限の導入を支援していく。 また、沖縄の電気事業者における長期的なカーボンニュートラルへの取組の着実な実施を図るため、石炭火力発電のバイオマス転換等を支援していく。 ③ 産業人材の育成・中小企業支援 沖縄においては、従業者数で捉えても約９割が中小企業に雇用されているなど、地域経済を支える中小企業の役割は大きく、中小企業の競争力強化や経営力向上に向けた支援が重要である。(後略) （４）製造業・物流産業等の振興
--	--	--	--

			沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。 さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。 このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。 また、沖縄における新事業・新産業の創出や産業の課題解決、物流環境の変化への対応などの観点から、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区の各制度（税制）を見直すなどの措置を講ずる。 <参考> ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。 （産業高度化・事業革新促進計画の作成等） 第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。 2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産
--	--	--	---

			業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域 三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3～7 (略) (産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等) 第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 2～7 (略) (課税の特例) 第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (4) 産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。 沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖
--	--	--	---

			縄の地域資源を活用した新事業の創出、事業者の商品開発力・技術力の向上等を目指す。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】中小企業・地域経済 【施策】地域産業
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【達成目標】 （脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合） 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる。 （脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合） 本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する。 ※脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成30年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額実績47百万円に、令和4年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数29社を乗じて算出 ※脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合の達成目標における温室効果ガスの排出量削減率は、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」（令和3年3月沖縄県策定）に示されている産業部門の温室効果ガス削減目標（2030年度において2018年度比▲20.1%）に基づき、当該削減幅が2019年度から2030年度までの間に均等の削減率であると仮定した場合の2023年度における2018年度比の削減率8.4%を採用 なお、上記の達成目標及び測定指標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものであり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたため、後掲の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記載している。 1. 達成目標 令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる。 2. 測定指標 令和3年度までに以下の目標を達成する。 ・本制度を活用した企業数 82社 ・本制度を活用した設備投資額 320億円 ※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。 ※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、DX・脱炭素の推進など「産業イノベーション（仮称）」に資すると認められる設備投資に係る計画について、沖縄県知事の認定を受けた事業者のみが受けられるものであり、当該認定プロセスを通じて、当該設備投資が本特例措置の政策目的に合致するか否かを判断するものである。 達成目標としている粗付加価値額の増加又は温室効果ガスの削減

			を実現することで、沖縄の製造業等の競争力強化又は脱炭素の推進につながり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築又はグリーン社会の実現に寄与するものである。																																																										
10	有効性等	1 適用数	1. 過去5年間の適用件数実績 (単位: 件) <table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>20</td><td>23</td><td>26</td><td>21</td><td>21</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>3</td><td>7</td><td>2</td><td>5</td><td>16</td></tr></table> ※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※令和2年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査 2. 今後の適用件数見込み 令和3年度は、投資税額控除22件、特別償却7件程度の適用を見込む。また、令和4年度・令和5年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除31件、特別償却7件程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)		H28	H29	H30	R1	R2	投資税額控除	20	23	26	21	21	特別償却	3	7	2	5	16																																								
			H28	H29	H30	R1	R2																																																						
投資税額控除	20	23	26	21	21																																																								
特別償却	3	7	2	5	16																																																								
② 適用額	1. 過去5年間の適用額実績 (単位: 百万円) <table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>299</td><td>440</td><td>290</td><td>332</td><td>459</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>18</td><td>189</td><td>84</td><td>107</td><td>239</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>39</td><td>62</td><td>40</td><td>46</td><td>-</td></tr><tr><td>事業税(地方法人特別税を含む)</td><td>2</td><td>17</td><td>2</td><td>10</td><td>-</td></tr></table> ※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ※令和2年度国税の適用状況については、沖縄県が実施した企業アンケート調査 ※統計が未公表であること等により算定できないものについては「-」と記載 <措置実施計画の認定件数(平成28~令和2年度)> <table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>製造業</td><td>50</td><td>37</td><td>21</td><td>34</td><td>36</td></tr><tr><td>電気業</td><td>17</td><td>9</td><td>22</td><td>24</td><td>30</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>5</td><td>8</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>合計</td><td>72</td><td>54</td><td>44</td><td>62</td><td>72</td></tr></table> (出所) 沖縄県「令和2年度 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」 <令和2年度認定事業者の設備投資状況> ・製造業 5,657 百万円(36 件)→1 件あたり約 157 百万円 ・電気業 4,320 百万円(30 件)→1 件あたり約 144 百万円		H28	H29	H30	R1	R2	投資税額控除	299	440	290	332	459	特別償却	18	189	84	107	239	法人住民税	39	62	40	46	-	事業税(地方法人特別税を含む)	2	17	2	10	-		H28	H29	H30	R1	R2	製造業	50	37	21	34	36	電気業	17	9	22	24	30	上記以外	5	8	1	4	6	合計	72	54	44	62	72
	H28	H29	H30	R1	R2																																																								
投資税額控除	299	440	290	332	459																																																								
特別償却	18	189	84	107	239																																																								
法人住民税	39	62	40	46	-																																																								
事業税(地方法人特別税を含む)	2	17	2	10	-																																																								
	H28	H29	H30	R1	R2																																																								
製造業	50	37	21	34	36																																																								
電気業	17	9	22	24	30																																																								
上記以外	5	8	1	4	6																																																								
合計	72	54	44	62	72																																																								

		(出所) 沖縄県「令和２年度 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」 ３．今後の適用額見込み 令和３年度は、投資税額控除 352 百万円、特別償却 133 百万円程度の適用を見込む。また、令和４年度・令和５年度（平年度）は拡充等要望を前提に、投資税額控除 479 百万円、特別償却 133 百万円程度の適用を見込む。（いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。）																																																
③	減収額	１．過去５年間の減収額実績 （単位：百万円） <table><tr><th colspan="2"></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2 （見込み）</th></tr><tr><td colspan="2">投資税額控除</td><td>299</td><td>440</td><td>290</td><td>332</td><td>459</td></tr><tr><td colspan="2">特別償却</td><td>4</td><td>44</td><td>19</td><td>25</td><td>55</td></tr><tr><td rowspan="2">法人 住民 税</td><td>投資 税額 控除</td><td>38</td><td>57</td><td>37</td><td>43</td><td>32</td></tr><tr><td>特別 償却</td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">事業税（地方 法人特別税を 含む）</td><td>2</td><td>17</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>344</td><td>563</td><td>354</td><td>412</td><td>565</td></tr></table> ※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省） ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省） ※令和２年度国税の適用状況については、沖縄県が実施した企業アンケート調査 ※令和２年度の法人住民税は国税の減収額に税率 7% を乗じて算出 ※令和２年度の事業税は特別償却の適用額に税率 6.47% を乗じて算出 ２．今後の減収額見込み 令和３年度は、投資税額控除 352 百万円、特別償却 31 百万円、法人住民税 27 百万円（投資税額控除 25 百万円、特別償却 2 百万円）、事業税 9 百万円の減収を見込む。また、令和４年度・令和５年度（平年度）は拡充等要望を前提に、投資税額控除 479 百万円、特別償却 31 百万円、法人住民税 36 百万円（投資税額控除 34 百万円、特別償却 2 百万円）、事業税 9 百万円の減収を見込む。 （国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照） （法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7% を乗じた額） （事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 6.47% を乗じた額）			H28	H29	H30	R1	R2 （見込み）	投資税額控除		299	440	290	332	459	特別償却		4	44	19	25	55	法人 住民 税	投資 税額 控除	38	57	37	43	32	特別 償却	1	5	3	3	4	事業税（地方 法人特別税を 含む）		2	17	5	10	15	合計		344	563	354	412	565
		H28	H29	H30	R1	R2 （見込み）																																												
投資税額控除		299	440	290	332	459																																												
特別償却		4	44	19	25	55																																												
法人 住民 税	投資 税額 控除	38	57	37	43	32																																												
	特別 償却	1	5	3	3	4																																												
事業税（地方 法人特別税を 含む）		2	17	5	10	15																																												
合計		344	563	354	412	565																																												

④

効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
沖縄県における製造品出荷額 4,933 億円（平成 30 年）
（出所）沖縄県「平成 30 年工業統計調査結果」

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
平成 30 年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は 4,933 億円と目標の 5,600 億円には達していないものの、H24 年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている。

(単位：億円)

	H26	H27	H28	H29	H30
製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933

(出所) 沖縄県「平成 30 年工業統計調査結果」

(測定指標)
令和 3 年度までに

- ・ 本制度を活用した事業者数 82 社
- ・ 本制度を活用した設備投資額 321 億円

実績・見込：(単位：社、百万円)

	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
活用事業者 数（指標）	38	44	51	60	70	82
活用事業者 数（実績）	23	30	28	26	37	—
活用事業者 数（見込）	—	—	—	—	—	29
設備投資額 （指標）	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066
設備投資額 （実績）	3,253	5,982	4,950	5,266	9,977	—
設備投資額 （見込）	—	—	—	—	—	5,916

※活用事業者数（指標）及び設備投資額（指標）は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの

※活用事業者数（実績）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より

※活用事業者数（見込）は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出

※設備投資額（実績）は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出

※設備投資額（見込）は、H28 年度から R2 年度までの設備投資額の合計を活用事業者数の合計で除した 204 百万円に活用事業者数（見込）29 社を乗じて算出

			平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。 なお、令和 4 年度・令和 5 年度は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。 <令和 4 年度以降の達成見込み> (脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合) ・令和 4 年度：1,363 百万円 ・令和 5 年度：1,363 百万円 →累計 2,726 百万円 ※当該達成目標は、過年度に本特例措置を活用した事業者の粗付加価値額の増加実績を基に算出したものであり、令和 4 年度以降に想定される平年度の活用企業数 29 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。 (脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合) ・本達成目標については、本特例措置を活用した事業の平成 30 年度における温室効果ガス排出量が基準値となるため、現時点で適切な推計を行うことは困難であるが、例えば脱炭素要件の追加等で適用が見込まれる LNG への燃料転換により、二酸化炭素排出量は、石炭を 100 とした場合 LNG は 60(*)程度(石油を 100 とした場合で 75 程度)に削減され、さらに硫黄酸化物排出量はゼロ(*)となるなど、このような投資が進むことで、「令和 5 年度までに温室効果ガス排出量を平成 30 年度比で 8.4%削減する」との目標は達成可能と考えられる。 (*)IEA(国際エネルギー機関)「Natural Gas Prospects to 2010,1986」 ○ 制度が延長できない場合の影響 令和 3 年 6 月に沖縄県が実施した「産業高度化・事業革新措置実施計画の認定企業に対する沖縄県調査(※)」によると、「今後 3 年間で新たな設備投資を予定していますか」との設問に対して、「はい(予定している)」と回答した事業者が約半数(27 社)となっており、さらに「今後設備投資をする場合、産業イノベーション制度の活用を予定していますか」との設問に対して、8 割超(27 社中 23 社)が活用予定ありと回答している。 ※直近 2 年度(令和元年度及び令和 2 年度)の産業高度化・事業革新措置実施計画認定企業を対象とした調査(n=56、回収率 80%) これら事業者においては、新たな設備投資により生産性・生産額が拡大するとともに、本特例措置による税負担軽減相当額を新たな
--	--	--	---

			製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本制度は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。 本特例措置が延長されない場合、沖縄の製造業等における設備投資に対するインセンティブが失われ、事業者の設備投資意欲が削がれることで、開発力・技術力の向上や新たな事業創出等に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に支障を来すことが懸念される。 ○特別償却の適用実績が僅少な理由 本特例措置では、投資税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。 過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性や当該時点における各事業者の財務状況・経営状態等を踏まえ、直接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かったものと推察されるが、研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択適用を継続することが必要であると考えられる。
	⑤	税込減を是認する理由	本特例措置は、沖縄の事業者の開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出等に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブとして作用しており、具体的には直近5年間（平成28年度～令和2年度）で、本特例措置を活用して年平均59億円の設備投資が実施されている。 本特例措置を活用した設備投資により、当該設備投資を行った事業者の生産性・生産額が拡大したこと等により、平成30年の沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）は4,933億円と、沖縄21世紀ビジョン基本計画における令和3年度の目標額5,600億円の達成に向けて着実な増加を見せており、本特例措置に係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられる。 一方、この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指すこととしている。 以上より、本特例措置は税込減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進するものである。 これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。 また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県は、一括交付金等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では事業者の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的に製造業等の競争力強化を促進し、本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。 なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や経済金融の活性化を図るための制度である。 一方、本特例措置は、沖縄の製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を沖縄において強力に推進するものであり、制度の趣旨を異にするものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月（R2内閣06）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 38) (法人住民税、事業税:義)(自動連動)(地方税 35)
		② 上記以外の対象税目	(所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別		【新規・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 国税 ((1) ~ (3) は選択制) (1) 所得控除 (法人税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入 (特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間) (2) 投資税額控除 (法人税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・ 機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・ 建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8 % イ 法人税額の 20%限度 (繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円 ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる (3) 特別償却 (法人税、所得税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却 ・ 100 万円を超える機械及び装置 50% ・ 1,000 万円を超える建物等 25% イ 取得価額の上限額 20 億円 ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる (4) 貿易手続きの簡素化 (関税) ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを

	選択 2. 地方税 (1) 法人住民税、個人住民税、事業税 ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) (2) 事業所税 ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 1 拡充・延長要望 (1) 対象資産にソフトウェアを追加する。 (2) 課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲をうるま市の全域及び沖縄市の全域（現行はうるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）のみ対象）とする。 (3) 適用期間を2年間延長する。 2 見直し事項 (1) 新たに沖縄県知事が定める国際物流拠点産業集積促進計画（仮称）を定め、主務大臣の認定を必要とする。 (2) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定及び特別事業認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」を追加する。 (3) 本特例措置を受けた事業者（認定事業者）から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける。 《関係条項》 ・ 沖縄振興特別措置法 第48条、第49条 ・ 沖縄振興特別措置法施行令 第21条 ・ 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・ 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・ 租税特別措置法施行規則 第21条の17の2、第22条の60の2 ・ 地方税法 第6条、附則第33条 ・ 地方税法施行令 附則第16条の2の8
--	---

5	担当部局	経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成14年度 ・5年間延長 平成19年度 ・5年間延長 平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成26年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長
8	適用又は延長期間	2年間（令和5年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2021について（令和3年6月18日閣議決定） これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。 ○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について（令和3年8月・内閣府） 1 新たな沖縄振興策の必要性 現行の沖縄振興特別措置法では、沖縄の特殊事情に鑑み、県・市町村など地元の取組を支援する一括交付金や高率補助、特区・地域制度など様々な特別措置が設けられ、これらとあわせ国として必要に応じ個別の補助事業等を実施することにより沖縄振興策は推進されてきた。 これらの振興策により、現行の振興計画期間中、県内総生産や

			就業者数が全国を上回る伸びを示したほか、社会資本の整備等の面で本土との格差が縮小するなど、一定の成果が見られた。 しかしながら、一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほか、子供の相対的貧困率が全国を大きく上回る水準にあるなど、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある。（後略） 2 新たな沖縄振興の法的枠組み 法的措置の枠組みとしては、以下の諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定を整備することとする。 5 産業の振興 産業の振興については、これまでの振興策により、入域観光客数や観光収入、各種産業の売上高などについて増加が見られたものの、生産性向上やおきなわブランドの確立等については必ずしも十分ではなく、また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化している。 このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。 また沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。 このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。 （４）製造業・物流産業等の振興 沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。 さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。 このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。（後略） （参考） ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もつ
--	--	--	--

			て沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であつて政令で定めるものをいう。 (国際物流拠点産業集積地域の指定) 第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。 2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域 三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3～8項（略） (国際物流拠点産業集積地域における事業の認定) 第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。 2～5項（略） (課税の特例) 第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課
--	--	--	---

		税の特例の適用があるものとする。 ○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定） Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 （１）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 （３）国際物流拠点産業 那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。 こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】中小企業・地域経済 【施策】地域産業
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 令和5年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする。 ※年平均で21社立地し、そのうち、30%超の企業が本特例を活用するものと試算 2. 参考指標 ・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数 ・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数 ・国際物流拠点集積地域における域外搬出額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県において国際物流拠点産業は、アジアに近い地理的優位性を最大限活用できることから、観光リゾート産業、情報通信関連産

			業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、集積地域内における企業活動の活性化につながる。また、企業活動が活性化することで、取扱貨物量の増加や、域外搬出量の増加が期待でき、更には域外搬出量の増加は域外競争力の強化にもつながることから本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を通じて貿易の振興及び沖縄の自立型経済の構築に寄与するものである。																																																			
10	有効性等	① 適用数	1. 過去5年間の適用実績件数 (単位: 件) <table><tr><td></td><td>項目</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td rowspan="4">国 税</td><td>所得控除</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>11</td><td>28</td><td>42</td><td>47</td><td>13</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>2</td><td>6</td><td>7</td><td>9</td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>16</td><td>38</td><td>52</td><td>59</td><td>19</td></tr><tr><td rowspan="3">地 方 税</td><td>法人住民税</td><td>16</td><td>38</td><td>52</td><td>59</td><td>19</td></tr><tr><td>事業税</td><td>5</td><td>10</td><td>29</td><td>30</td><td>35</td></tr><tr><td>計</td><td>31</td><td>48</td><td>81</td><td>89</td><td>54</td></tr></table> ※国税について、平成28年度から令和1年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和2年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、沖縄県調査。 2. 今後の適用件数見込み 令和3年度は、所得控除3件、投資税額控除38件、特別償却8件を見込む。また、令和4年度及び令和5年度は、平年度で所得控除5件、投資税額控除43件、特別償却9件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)		項目	H28	H29	H30	R1	R2	国 税	所得控除	3	4	3	3	1	投資税額控除	11	28	42	47	13	特別償却	2	6	7	9	5	計	16	38	52	59	19	地 方 税	法人住民税	16	38	52	59	19	事業税	5	10	29	30	35	計	31	48	81	89	54
	項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																
国 税	所得控除	3	4	3	3	1																																																
	投資税額控除	11	28	42	47	13																																																
	特別償却	2	6	7	9	5																																																
	計	16	38	52	59	19																																																
地 方 税	法人住民税	16	38	52	59	19																																																
	事業税	5	10	29	30	35																																																
	計	31	48	81	89	54																																																
		② 適用額	1. 過去5年間の適用額実績 (単位: 百万円) <table><tr><td></td><td>項目</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td rowspan="3">国 税</td><td>所得控除</td><td>98</td><td>216</td><td>66</td><td>182</td><td>134</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>64</td><td>100</td><td>121</td><td>215</td><td>84</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>14</td><td>186</td><td>621</td><td>880</td><td>21</td></tr><tr><td rowspan="2">地 方 税</td><td>法人住民税</td><td>12</td><td>25</td><td>36</td><td>59</td><td>16</td></tr><tr><td>事業税</td><td>10</td><td>34</td><td>36</td><td>86</td><td>—</td></tr></table> ※国税について、平成28年度から令和1年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和2年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、平成28年度から令和2年度は沖縄県調査。 ※算定できないものについては「—」と記載。 2. 今後の適用額見込み		項目	H28	H29	H30	R1	R2	国 税	所得控除	98	216	66	182	134	投資税額控除	64	100	121	215	84	特別償却	14	186	621	880	21	地 方 税	法人住民税	12	25	36	59	16	事業税	10	34	36	86	—												
	項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																
国 税	所得控除	98	216	66	182	134																																																
	投資税額控除	64	100	121	215	84																																																
	特別償却	14	186	621	880	21																																																
地 方 税	法人住民税	12	25	36	59	16																																																
	事業税	10	34	36	86	—																																																

		令和3年度は、所得控除 149 百万円、投資税額控除 157 百万円、特別償却 475 百万円の適用を見込む。また、令和4年度及び令和5年度は、平年度で所得控除 224 百万円、投資税額控除 176 百万円、特別償却 505 百万円の適用を見込む。（算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。）																																																				
③	減収額	1. 過去5年間の減収実績 (単位：百万円) <table><tr><td></td><td>項目</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td rowspan="3">国 税</td><td>所得控除</td><td>23</td><td>51</td><td>15</td><td>42</td><td>31</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>64</td><td>100</td><td>121</td><td>215</td><td>84</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>3</td><td>44</td><td>144</td><td>204</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="3">地 方 税</td><td>法人住民税（投資税額控除分）</td><td>8</td><td>13</td><td>16</td><td>28</td><td>6</td></tr><tr><td>法人住民税（特別償却分）</td><td>1</td><td>6</td><td>19</td><td>26</td><td>1</td></tr><tr><td>事業税</td><td>10</td><td>34</td><td>36</td><td>86</td><td>10</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>109</td><td>248</td><td>351</td><td>601</td><td>137</td></tr></table> ※国税の平成28年度～令和1年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より算定。 ※国税の令和2年度は沖縄県調査から算定。 ※法人住民税について、平成28年度から令和1年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和2年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。 (特別償却分は、1百万円に満たないため1百万円とする) ※令和2年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算定。 2. 今後の減収見込み 令和3年度は、所得控除 35 百万円、投資税額控除 157 百万円、特別償却 110 百万円の適用を見込む。また、令和4年度及び令和5年度は、平年度で所得控除 52 百万円、投資税額控除 176 百万円、特別償却 117 百万円、法人住民税 24 百万、事業税 47 百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。) (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。)		項目	H28	H29	H30	R1	R2	国 税	所得控除	23	51	15	42	31	投資税額控除	64	100	121	215	84	特別償却	3	44	144	204	5	地 方 税	法人住民税（投資税額控除分）	8	13	16	28	6	法人住民税（特別償却分）	1	6	19	26	1	事業税	10	34	36	86	10	合計		109	248	351	601	137
	項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																
国 税	所得控除	23	51	15	42	31																																																
	投資税額控除	64	100	121	215	84																																																
	特別償却	3	44	144	204	5																																																
地 方 税	法人住民税（投資税額控除分）	8	13	16	28	6																																																
	法人住民税（特別償却分）	1	6	19	26	1																																																
	事業税	10	34	36	86	10																																																
合計		109	248	351	601	137																																																
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 1. 政策目的の達成状況 令和2年度における立地企業数 238 社																																																				

2. 達成目標の実現状況

国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は、令和元年度までは毎年のように増加しており、政策目的である地域内への企業集積が進んでいるといえる。

(達成目標)

令和3年度までに次の目標を達成する。

- ・国際物流拠点産業の立地企業数を260社とする。

① 国際物流拠点集積地域における立地企業数

(単位：社)

H28	H29	H30	R1	R2
126	178	208	225	238

※沖縄県調査

② ①のうち新規立地企業数

(単位：社)

H28	H29	H30	R1	R2
11	55	34	19	21

※沖縄県調査

《達成目標に対する租税特別措置の直接的効果》

本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、平成28年度の126社から令和2年度までに112社増加し238社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約37社）が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は19社となっており、同年度の指標及び見込みを下回っている。また、平成29年度から令和1年度の活用実績と比べも大きく落ち込んでいる。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって集積企業の投資活動も停滞したものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、集積企業の投資活動も回復することが見込まれる。

(測定指標)

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 30社

実績及び将来の見込み (単位：社)						
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数 (指標)	8	16	20	24	30	24
活用企業数 (実績)	16	38	52	59	19	－
活用企業数 (見込み)	－	－	－	－	90	38

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成 28 年度から令和 1 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から試算。令和 2 年度については沖縄県調査による件数。

※令和 2 年度の活用企業数（見込み）は前年度の試算値。令和 3 年度の活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

なお、令和 4 年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。

特例措置を活用する新規立地企業数の見込み (単位：社)

項目	R4	R5
①新規立地企業数	19	19
②①のうち特例措置を活用する企業数	7	7

別紙「減収額・適用見込みの試算（達成目標）」参照。

※R3 年分の特例措置を活用する企業数の見込みを含めた合計企業数は 22 社。

参考指標 1 (単位：社)

項目	R4	R5
①立地企業数	281	300
②①のうち特例措置を活用する企業数	53	56

別紙「減収額・適用見込みの試算（達成目標）」参照。

参考指標 2 (単位：百万円)

項目	R4	R5
域外出荷額	32,936	36,301

別紙「減収額・適用見込みの試算（達成目標）」参照。

3. 制度が延長できない場合の影響

本制度は、国際物流拠点産業の集積を目的に創設された制度であり、集積を図るための重要なインセンティブとなっている。

県外企業へのアンケート（令和元年度企業誘致セミナー）によれば、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の 46.8% が税制と回答しており関心が高いことが伺える。

しかしながら、本制度が延長されない場合、集積を図るためのインセンティブの消失により、国際物流拠点への企業集積が進まないことが想定され、沖縄県において、アジア地域との地理的近接性を活かすことのできるリーディング産業と位置付けているにもかかわらず、国際物流拠点産業の集積に支障を来し、域内の関連産業の成長の遅れにもつながり、ひいては沖縄の民間主導による自立型経

			済の構築に支障が出てくることが懸念される。 4. 適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること、また、対象事業者が事業認定、保税許可、特別事業認定を受けることが条件となるため、適用できる企業は極めて少ない。 しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 本特例措置の過去の適用状況は、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多い結果となっている。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上翌年度以降長期間にわたり繰越することが可能である。企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。
		⑤ 税収減を是認する理由	国際物流拠点産業は、沖縄県において観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、国際物流拠点産業集積地域内の企業活動を活性化させ、貨物量の取扱を増加させ、ひいては域外搬出量の増加に寄与することが期待される重要な施策であると言える。 本税制措置は、企業に対する集積地域への立地に対するインセンティブを与えるとともに、企業の早期、長期に及ぶ設備投資を促進する効果が期待でき、企業集積に寄与するものであるから、税収源を是認する効果があると言える。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、国際物流拠点産業の集積を図ることを目的として貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税

			額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。 一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。 また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月（R2 内閣 07）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税11)
		②	上記以外の税目	—
3	要望区分等の別			【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 平成29年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。)が改正され、毎事業年度、廃炉等実施認定事業者が、機構が通知した額を、廃炉等積立金として、機構に積み立てる「廃炉等積立金制度」が創設されるなど、廃炉等の着実な実施に向けた措置などが講じられた。 あわせて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(平成28年12月閣議決定。以下「基本指針」という。)において、「廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。」とされたことを踏まえ、必要な政省令改正が行われた。 現在、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東電HD」という。)は、グループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出しており、送配電事業を営むグループ会社の東京電力パワーグリッド株式会社は、送配電事業における合理化分を、廃炉等積立金に相当する額として、東電HDに支払っている。また、第四次総合特別事業計画(2021年8月認定)においても、送配電事業から、引き続き、廃炉等に要する資金を捻出することとされている。 廃炉等積立金に係る収入割の特例措置は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とする観点、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から本特例措置は必要とされている。 《要望の内容》 適用期限を5年間延長する 《関係条項》 地方税法附則第9条第19項 地方税法施行令附則第6条の2第5項
5	担当部局			資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室

6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和8年度																																
7	創設年度及び改正経緯		平成29年度 創設																																
8	適用又は延長期間		令和4年度～令和8年度																																
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保 《政策目的の根拠》 機構法第 45 条第1項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者(廃炉等実施認定事業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。																															
		②	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス																															
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するために必要である。																															
10	有効性等	①	適用数	(単位: 件) <table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> 【算定根拠】 機構法第 45 条第 1 項に基づく廃炉等実施認定事業者数の実績及び見込み										年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																							
件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																									
②	適用額	(適用額単位: 億円) <table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>額</td><td>1,268</td><td>1,408</td><td>1,233</td><td>1,345</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr></table> 【算定根拠】 適用事業者からの聞き取り。 R3 年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるものの、年平均 1,200 億円程度を見込んでいる。										年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	額	1,268	1,408	1,233	1,345	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																									
額	1,268	1,408	1,233	1,345	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200																									

		③ 減収額	(適用額単位: 億円)									
			年 度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		額	16	18	15	14	12	12	12	12	12	12
		【算定根拠】 ②適用額から試算。										
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 適正かつ着実な廃炉等の実施の確保 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置が適用されている廃炉等実施認定事業者は、廃炉等を適切かつ着実に実施するために、廃炉等に要する資金として、平成 29 年度以降、廃炉等積立金の積立を着実にを行っている。 ○廃炉等積立金の実績 平成 29 年度 3,913 億円 平成 30 年度 3,611 億円 令和元年度 2,804 億円 令和 2 年度 2,600 億円									
		⑤ 税収減を是認する理由等	長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するための手段として妥当と考えられる。									
		11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するための手段として、妥当な措置である。								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。									
		③ 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である適正かつ着実な廃炉等の実施を確保する上で、必要な資金を確保するためには、地方税上の所要の措置を講じることが不可欠である。									
12	有識者の見解	本措置が適用されている廃炉等実施認定事業者が廃炉等に要する資金の積立を行っている廃炉等積立金制度は、「基本指針」を踏まえて措置されたものである。										
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—										

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税12)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。
			《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和7年3月31日までとする。
			《関係条項》 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第7条第4項
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		平成20年度 創設 以降、平成22年度、25年度、28年度、31年度にそれぞれ3年間の延長
8	適用又は延長期間		3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的の根拠》 ・「エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)」 第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第2節 2030年に向けた政策対応 7. エネルギーシステム改革の推進 (2)ガスシステム改革の推進
		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。												
10	有効性等	① 適用数	平成 30 年度:106 社、令和元年度:108 社、令和 2 年度:109 社 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)												
		② 適用額	適用額(百万円)＝控除託送料金(百万円) 平成 30 年度:70,003、令和元年度:73,834、令和 2 年度:89,107、令和 3 年度:105,664、令和 4 年度:122,310、令和 5 年度:138,958、令和 6 年度:155,640 ※平成 30～令和 2 年度は実績、令和 3 年度～6 年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)												
		③ 減収額	減収額(百万円)＝控除託送料金(百万円)×税率 平成 30 年度:902、令和元年度:945、令和 2 年度:1,148、令和 3 年度:1,361、令和4年度:1,576、令和 5 年度:1,790、令和 6 年度:2,005 ※平成 30～令和 2 年度は実績、令和 3 年度～6 年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)												
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (政策目的の達成状況) 新規参入者による託送量 (単位:百万メガジュール) <table><tr><td>年度</td><td>H28 (実績)</td><td>H29 (実績)</td><td>H30 (実績)</td><td>R1 (実績)</td><td>R2 (実績)</td></tr><tr><td>託送量</td><td>73,653</td><td>110,122</td><td>359,569</td><td>384,181</td><td>445,267</td></tr></table> 新規参入者により託送量は増加し、自由化市場の拡大に寄与している。平成 29 年度の小売全面自由化以降、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 (達成目標の実現状況) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、上述のとおり、新規参入者による託送量が増加しつつあり、これらについての課税の公平性を確保できている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税標準が異なる(収入金額と所得)ガス小売事業者の課税の公平性が確保され、事業者間の競争が活性化するとともに、料金の低廉化が図られる。	年度	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)	託送量	73,653	110,122	359,569	384,181	445,267
		年度	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)								
託送量	73,653	110,122	359,569	384,181	445,267										
⑤ 税収減を是認する理由等	ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。														

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。 なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。 自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者（一般ガス導管事業者等）に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。 したがって、事業機会が損なわれることがないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備することにより、地域の活性化につなげることができる。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 30 年 10 月（H30 経産 12）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	
		② 上記以外の税目	固定資産税:外(地方税 24)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「再エネ特別措置法」という。)第二条第三項に規定する発電設備)(※)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。 ・太陽光発電設備(再エネ特別措置法の認定に係るものを除く。自家消費型補助金の交付を受け取得した設備に限る。)) 1,000kW 以上 3/4(7/12～11/12) 1,000kW 未満 2/3(1/2～5/6) (以下の4設備は再エネ特別措置法の認定に係るものに限る。) ・風力発電設備 20kW 以上 2/3(1/2～5/6) 20kW 未満 3/4(7/12～11/12) ・中小水力発電設備 5,000kW 以上 3/4(7/12～11/12) 5,000kW 未満 1/2(1/3～2/3) ・地熱発電設備、 1,000kW 以上 1/2(1/3～2/3) 1,000kW 未満 2/3(1/2～5/6) ・バイオマス発電設備 1 万 kW 以上 2/3(1/2～5/6) 1 万 kW 未満 1/2(1/3～2/3) ※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用(上記の括弧書の間で設定)。
			《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長し、令和6年3月 31 日までとする。
			《関係条項》 地方税法附則第 15 条第 27 項
5	担当部局		資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成 30 年度から令和5年度

7	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設 平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止（サンセット）。 平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設 平成 26 年度 適用期限の2年延長 平成 28 年度 適用期限を2年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を1／3から1／2へ深掘り。 平成 30 年度 適用期限を2年延長し、5電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減。 令和 2 年度 適用期限を2年延長し、中小水力発電設備については発電規模に応じて割合を一部縮減。
8	適用又は延長期間		2 年間（令和4年4月1日から令和6年3月 31 日まで）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第5次エネルギー基本計画（平成 30 年7月3日閣議決定）において、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。 また、エネルギー計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）においては、2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%程度とすることとされている。 一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特別措置法の措置による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。 《政策目的の根拠》 第 5 次エネルギー基本計画（平成 30 年7月閣議決定） 長期エネルギー需給見通し（平成 27 年7月決定）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。 再エネ全体：22～24%程度(2,366～2,515 億kWh) 太陽光：7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億kWh) 風力：1.7%程度(約 1,000 万 kW、182 億kWh) 地熱：1.0～1.1%程度(約 140～155 万 kW、102～113 億kWh) 水力：8.8～9.2%程度(約 4,874～4,931 万 kW、939～981 億kWh) バイオマス：3.7～4.6%程度(約 602～728 万 kW、394～490 億kWh) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多く、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。本特例措置は導入当初の固定資産税を軽減するものであり、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができることから、本措置は有効である。

10有効性等

①適用数	(件) <table><tr><th>年度 区分</th><th>平成 30</th><th>令和 元</th><th>令和 2</th><th>令和 3</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th></tr><tr><td>適用件数</td><td>343</td><td>459</td><td>251</td><td>220</td><td>220</td><td>220</td></tr></table> <推計方法> 太陽光発電設備については、令和元年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとし推計。その他の電源については、再エネ特別措置法の認定を受けて令和2年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。	年度 区分	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	適用件数	343	459	251	220	220	220
年度 区分	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5									
適用件数	343	459	251	220	220	220									
②適用額	(百万円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>平成 30</th><th>令和 元</th><th>令和 2</th><th>令和 3</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th></tr><tr><td>適用額</td><td>817,865</td><td>277,540</td><td>130,167</td><td>130,553</td><td>135,609</td><td>137,486</td></tr></table> <推計方法> ○令和元年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値を記載。 ○令和2年度以降の推計方法は、上記適用数に、調達価格等算定委員会の平成30年度のシステム費用想定値を乗じた取得価格より算出。	年度 区分	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	適用額	817,865	277,540	130,167	130,553	135,609	137,486
年度 区分	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5									
適用額	817,865	277,540	130,167	130,553	135,609	137,486									
③減収額	(百万円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>平成 30</th><th>令和 元</th><th>令和 2</th><th>令和 3</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th></tr><tr><td>適用額</td><td>11,450</td><td>3,886</td><td>1,822</td><td>1,828</td><td>1,899</td><td>1,925</td></tr></table> ○令和元年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の実績値に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。 ○令和2年度以降の推計方法は、上記適用額に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。	年度 区分	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	適用額	11,450	3,886	1,822	1,828	1,899	1,925
年度 区分	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5									
適用額	11,450	3,886	1,822	1,828	1,899	1,925									
④効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○達成目標の実現状況 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標:2030年度に22~24%) (出典:総合エネルギー統計(確報値))※()内は水力を除く数値 2015年度 14.3%(5.9%) 2016年度 14.6%(7.0%) 2017年度 16.0%(8.1%) 2018年度 16.9%(9.2%) 2019年度 18.1%(10.3%) ○所期の目標の達成状況 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は18.1%(水力を除いて10.3%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。														

			《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 当省が実施したアンケート調査(※)によると、再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する際に、租税特別措置等によって、一定数が「現行計画よりも導入量を増やして実施する」、「現行計画をより確実に実施する」と回答しており、投資判断の確実性や再投資意欲を高める効果があると示されている。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和元年 3 月末までで累計約 5,460 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 同アンケート調査によると、エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の約 5 割が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、FIT 認定設備を税制の対象としていた平成 27 年度までは約 1,630 万 kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成 28 年度以降は約 4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 210 万 kW の導入促進効果があったとみられる。 (※)令和元年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)
		⑤ 税収減を是認する理由等	再生可能エネルギー設備導入支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。 本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 また、自家消費型太陽光発電の導入支援は、再エネ特別措置法の措置による国民負担の低減に寄与するほか、災害時等の地域でのレジリエンス効果にも寄与するものであり、減収を是認する効果があると言える。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成 24 年 7 月の再エネ特別措置法の施行後、各電源において一定程度導入が進んでいるものの、最も導入が進んだ太陽光発電においてもエネルギーミックスに対する導入進捗率は約 87%であり、導入が進んでいない地熱発電では約 40%にとどまるなど、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。 エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特別措置法の認定に係る設備を特例措置の対象とする。 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	融資：日本政策金融公庫の低利融資 制度：再エネ特別措置法による支援措置 【他の支援措置との役割の違い】 固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降（主に設備導入後 2 年目以降）の税負担を 3 年間軽減し、導入初期（導入後 2 年目以降）のキャッシュフローを改善させるもの。 他の支援措置の目的等は以下のとおり。 ○日本政策金融公庫の低利融資（融資） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。 ○再エネ特別措置法による支援措置（固定価格買取制度等）（制度） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力

			会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。特に自家消費型太陽光発電は、設置の容易さや、多様な立地場所に応じた設置が可能という利点を生かし、公共施設や学校、工場の屋根等を活用した太陽光発電の普及が進んでおり、地域のエネルギー自給自足を促進している。 また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、地域特性を生かしつつ導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	
		② 上記以外の税目	固定資産税：外（地方税：27）
3	要望区分等の別		【延長】 【主管】
4	内容		《現行制度の概要》 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率（1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。 《要望の内容》 本制度の適用期間の 2 年間の延長 《関係条項》 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 2 項第 1 号
5	担当部局		経済産業省産業技術環境局環境管理推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 3 年 8 月 分析対象期間：平成 30 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 35 年度 創設 昭和 51 年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2 年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成 8 年度 非課税から移行（非課税→1/6） 平成 22 年度 軽減税率引下げ（1/6→1/3） 平成 26 年度 軽減税率 1/3 を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入（特例率：1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合） 平成 30 年度 軽減税率の引下げ（特例率を「1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更） 令和 2 年度 脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外。電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外。
8	適用又は延長期間		2 年間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し（暫定排水基準の見直し等）も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事

			業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。														
			《政策目的の根拠》 ○環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)第11条 「政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」 ○水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)第25条 「国は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。」 ○第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 「政府は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ、必要な制度の整備、財政上の措置その他の措置を講じる。」														
	②	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 環境														
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 環境基本法に基づく環境基準の維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和元年度の環境基準達成率は全体で89.2%(前回要望時(平成29年度。以下同じ):89.0%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、平成13年以降、水質汚濁防止法による一般排水基準が追加・強化された際に暫定排水基準が適用されていたのべ78業種のうち、59業種が一般排水基準に移行しており、一定の成果が見られる。														
10	有効性等	① 適用数	(単位:件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成30</td><td>平成31 令和元</td><td>令和2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>3,594</td><td>3,623</td><td>1,380</td><td>1,138</td><td>1,202</td><td>1,202</td></tr></table> (注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。	年度 区分	平成30	平成31 令和元	令和2	3	4	5	適用件数	3,594	3,623	1,380	1,138	1,202	1,202
年度 区分	平成30	平成31 令和元	令和2	3	4	5											
適用件数	3,594	3,623	1,380	1,138	1,202	1,202											
		② 適用額	(単位:百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成30</td><td>平成31 令和元</td><td>令和2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用額</td><td>23,585</td><td>28,653</td><td>16,735</td><td>15,436</td><td>22,208</td><td>22,208</td></tr></table> (注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。	年度 区分	平成30	平成31 令和元	令和2	3	4	5	適用額	23,585	28,653	16,735	15,436	22,208	22,208
年度 区分	平成30	平成31 令和元	令和2	3	4	5											
適用額	23,585	28,653	16,735	15,436	22,208	22,208											

		③ 減収額	(単位:百万円)							
			年度 区分		平成 30	平成 31 令和元	令和 2	3	4	5
			固定資産税		180	164	96	88	127	127
			特例率は平成 29 年度までを 1/3、平成 30 年度以降を 1/2 とし、 減価率を 0.369 として、下記の式より算出。 減収額＝適用額×(1－減価率／2)×(1－特例率)							
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:%)							
			年度 区分		平成 30	平成 31 令和元	令和 2	3	4	5
			環境基準達成率(全体)		89.6	89.2	－	－	－	－
			環境基準達成率(河川)		94.6	94.1	－	－	－	－
			環境基準達成率(海域)		79.2	80.5	－	－	－	－
環境基準達成率(湖沼)		54.3	50.0	－	－	－	－			
(注)環境省調べ 環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目の BOD、COD については、昭和 50 年頃の環境基準達成率 55%程度と比較して、令和元年度の環境基準達成率は全体で 89.2%(前回要望時(平成 29 年度。以下同じ):89.0%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているものの、河川については 94.1%、海域(全体)については 80.5%と高い水準を維持している。(前回要求時:河川 94.0%、海域 78.6%)										
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (単位:件、億円)										
			年度 区分		平成 30	平成 31 令和元	令和 2	3	4	5
			適用件数		3,594	3,623	1,380	1,138	1,202	1,202
(注)経済産業省調べヒアリング調査より 平成 30～令和 5 年度の適用件数は平均 2,000 件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。										
		⑤ 税収減を是認する理由等	水質分野の環境基準について、生活環境項目の BOD、COD については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、令和元年度の環境基準達成率は 89.2%となっており、水質環境の改善が行われてきた。							
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。							

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	財政投融資：(株)日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合に特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度：中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、貸付期間：20 年以内) 財政投融資は、中小企業が公害防止設備の導入や PCB 廃棄物の処理等を実施するために必要な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。 一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が公害防止設備の導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月